

三重県広域受援計画

(素案)

平成29年（2017年）12月12日版

三 重 県

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	8
第1 国緊急災害対策本部	8
第2 県災害対策本部	8
第3 県地方災害対策部	8
第4 市町災害対策本部	8
第6節 市町の受援業務	9
第7節 平時からの準備	10
第1 平時の取組	10
第2 計画の見直し	10
第8節 広域応援の枠組	11
第9節 海外からの支援への対応	12
 第2章 緊急輸送ルートに関する計画	17
第1節 要旨	17
第1 目的	17
第2 計画に基づく活動期間	18
第3 概要	20
第2節 関係機関の役割	22
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関	23
第2 海上輸送拠点等へのルート確保	25
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動	27
第1 被害状況の情報収集と共有	27
第2 災害時における車両の移動等に関する要請	27
第3 道路啓開方針の決定	27
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有	28
第5 関係機関への支援要請	28
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施	28
第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）	29
 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画	35
第1節 要旨	35
第1 目的	35
第2 計画に基づく活動期間	35
第3 概要	37

第2節 関係機関の役割	39
第1 指揮または調整を行う機関	40
第2 救助・救急、消火活動を行う機関	40
第3節 初動	41
第1 県内救助機関への要請	41
第2 各市町の被害情報の収集	41
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施	41
第4 広域応援部隊への応援要請	42
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定	42
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認	42
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出	43
第4節 受入れ調整	46
第1 救助機関の部隊展開の基本方針の決定	46
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有	46
第3 救助活動拠点の確保	46
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導	46
第5 救助活動拠点の利用調整	46
第6 救助活動拠点の利用状況の共有	47
第5節 支援活動及び調整	48
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施	48
第2 救助要請情報等の収集と共有	48
第3 救助機関の活動調整	48
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応	49
第6節 生活支援	50
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整	50
第2 救助機関による生活支援の実施	50

第4章 医療活動に関する計画	55
第1節 要旨	55
第1 目的	55
第2 計画に基づく活動期間	55
第3 概要	56
第2節 関係機関の役割	58
第1 指揮または調整を行う機関	59
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）	60
第3節 初動	61
第1 応援要請	61
第2 被災状況の収集	62
第4節 受入れ調整	65
第1 保健医療チームの活動方針の決定	65
第2 保健医療チームの受入れ	65
第5節 支援活動及び調整	67
第1 関係者による連絡会議の開催	67
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	68

第5章 物資調達に関する計画	73
第1節 要旨	73
第1 目的	73
第2 計画に基づく活動期間	73
第3 概要	75
第2節 関係機関の役割	78
第1 指揮または調整を行う機関	79
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	79
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	80
第3節 初動	81
第1 応援要請	81
第2 被災状況の収集	82
第4節 受入れ調整	83
第1 広域物資輸送拠点の確保	83
第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け	84
第5節 支援活動及び調整	86
第1 地域内輸送拠点への輸送	86
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	89
第3 応急給水にかかる受援活動	90
第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	97
第1節 要旨（燃料供給）	97
第1 目的	97
第2 計画に基づく活動期間	97
第3 概要	98
第2節 関係機関の役割（燃料供給）	100
第1 指揮または調整を行う機関	100
第2 燃料供給を行う機関	100
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	101
第1 平時の事前準備	101
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	101
第3 災害発生時の対応（国への要請）	102
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給	103
第1 平時の事前準備	103
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	103
第3 災害発生時の対応（国への要請）	104
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	105
第1 県内での対応	105
第2 国への要請	105
第3 燃料供給の受入れ対応	105
第6節 製油所からの燃料輸送	106
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）	107
第1 目的	107
第2 計画に基づく活動期間	107
第3 概要（電力）	108
第4 概要（ガス）	109

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）	111
第1 指揮または調整を行う機関	111
第2 電力の臨時供給を行う機関	111
第9節 電力の臨時供給	112
第1 平時の事前準備	112
第2 災害発生時時の対応（県内での対応）	112
第3 災害発生時時の対応（国への要請）	112
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）	114
第1 指揮・調整を行う機関	114
第2 ガスの臨時供給を行う機関	114
第11節 ガスの臨時供給	115
第1 平時の事前準備	115
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	115
第3 災害発生時の対応（国への要請）	115
第7章 ボランティアの受入れに関する計画.....	121
第1節 要旨	121
第1 目的	121
第2 計画に基づく活動期間	122
第3 概要	123
第2節 関係機関の役割	127
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	127
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	128
第3節 ボランティアの受入れ	129
第1 初動	129
第2 受入れ調整	129
第3 支援活動及び調整	130
第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画	135
第1節 要旨	135
第1 目的	135
第2 計画に基づく活動期間	135
第3 概要	136
第2節 関係機関の役割	137
第1 指揮または調整を行う機関	138
第2 介護職員等を派遣する関係団体	139
第3節 初動	140
第1 応援要請	140
第2 被災状況の収集	140
第4節 受入れ調整	142
第1 介護職員等の活動方針の決定	142
第2 介護職員等の受入れ・活動調整	142
第5節 支援活動及び調整	143
第1 介護職員等の活動支援	143

第9章 自治体応援職員の受け入れに関する計画.....	147
第1節 要旨.....	147
第1 目的.....	147
第2 計画に基づく活動期間.....	147
第3 概要.....	148
第2節 関係機関の役割.....	151
第1 自治体応援職員を受入れる機関.....	151
第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関.....	151
第3 自治体応援職員の派遣を行う機関.....	151
第3節 一般事務職員の受け入れ.....	152
第1 初動.....	152
第2 受入れ調整.....	152
第3 支援活動及び調整.....	153
第4節 専門職種職員の受け入れ.....	154
第1 初動.....	154
第2 受入れ調整.....	154
第3 支援活動及び調整.....	154
第4 主な専門職種職員の受け入れ.....	155
第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理.....	157
第1 受援状況の進行管理.....	157
第6節 市町における自治体応援職員の受け入れ.....	157
第1 平時の取組.....	157
第2 災害発生時の活動.....	157
第7節 自治体応援職員の業務内容.....	159
第1 県の業務.....	160
第2 市町の業務.....	166

第1章

総則

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	8
第1 国緊急災害対策本部	8
第2 県災害対策本部	8
第3 県地方災害対策部	8
第4 市町災害対策本部	8
第6節 市町の受援業務	9
第7節 平時からの準備	10
第1 平時の取組	10
第2 計画の見直し	10
第8節 広域応援の枠組	11
第9節 海外からの支援への対応	12

第1章 総則

第1節 基本方針

第1 基本的な考え方

1 計画の基本方針

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される三重県としては、災害発生後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、必要な事項について、予め「三重県広域受援計画」（以下「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、県内市町、各分野に関する機関、有識者等の協力（ワーキンググループでの議論や、総合図上訓練・総合防災訓練での検証等）を得て、緊密に連携し検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓をふまえて策定したものである。

国は、南海トラフ地震発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「国の具体計画」という。）に基づき、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、その他の応援部隊を県内に迅速に投入し、人命救助を第一とした応急対策活動を実施するとともに、支援物資や燃料等の供給を行うこととなっている。

県は、本計画に基づき、南海トラフ地震やその他の大規模災害時に、国の具体計画による応援のほか、熊本地震等をふまえ、ボランティア、高齢者や障がい者等を支援する職員及び自治体職員の応援についても想定し、円滑に受援活動を行い、被災者支援につなげることとする。

また、受援にあたっては、県、市町、防災関係機関及び国の応援部隊等は、緊密に連携し各活動を実施する。

2 計画の構成

本計画は、国の具体計画に対応した「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療活動」、「物資調達」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給」の分野の計画を策定し、整合性を図っている。

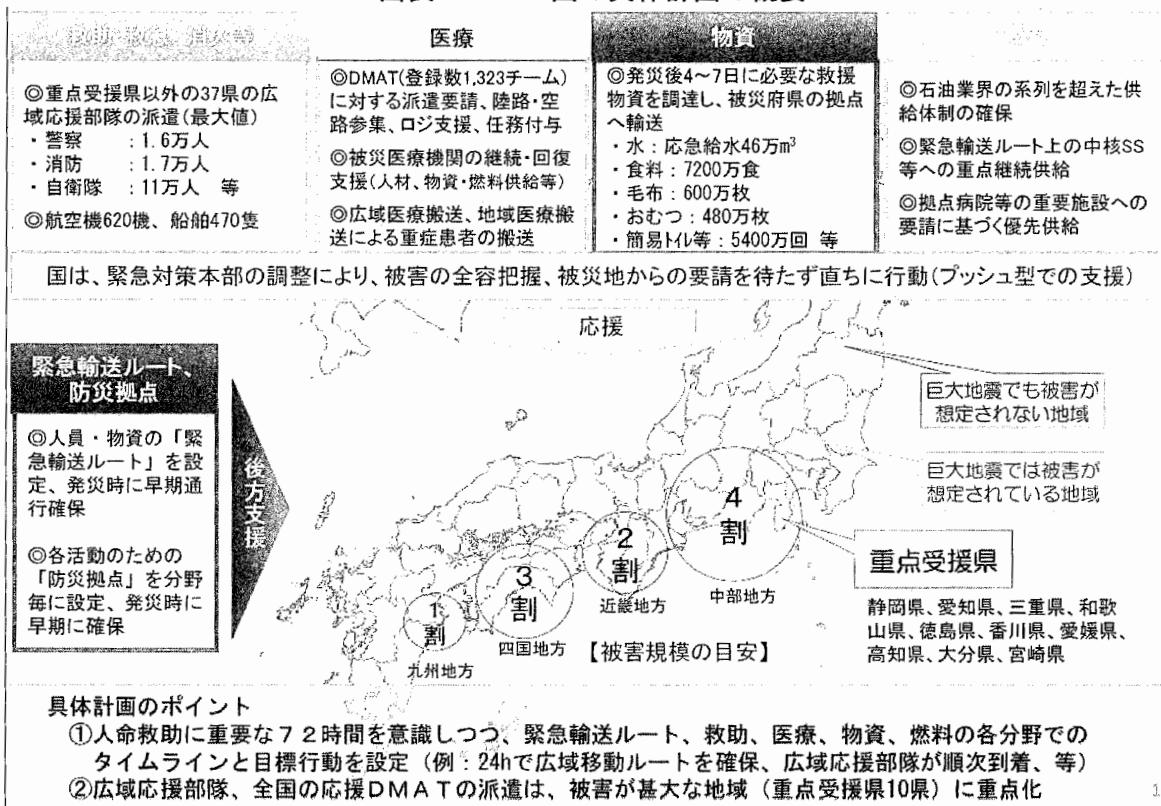
これに加え、県独自に「自治体応援職員の受け入れ」、「ボランティアの受け入れ」、「介護職員等の受け入れ」に関する計画を定め、より広範な受援計画としている。

また、国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の受援対応も考慮した計画としている。

3 計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定する。

図表 1-1 国の具体計画の概要



第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画

本計画の策定にあたっては、熊本地震や東日本大震災等過去の大規模災害における受援に関する教訓をふまえたものとする。分野別の主な教訓は、次のとおりである。

1 緊急輸送ルートに関する教訓

(1) 事前に緊急輸送ルートを定めておくことが必要

阪神・淡路大震災の際には、高速道路が倒壊する等により緊急輸送路が破断されるとともに、一般車両も多数流入して緊急輸送ルートを迅速に啓開できなかった。この教訓をふまえ、緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底し、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の大きな対策が講じられている。新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震でも、その効果が確認されている。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

(2) 道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来たした例がある。また、被災により通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地

に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

2 救助・救急、消火活動に関する教訓

(1) 最大規模の部隊投入を想定した活動拠点の事前選定が必要

熊本地震では、活動拠点の空きスペースや施設のキャパシティーに余裕がなかったことや、二次災害の恐れのある施設を活動拠点としていたことなど、受入れ拠点を十分に確保できなかつた事例があつた。

このため、あらかじめ最大規模の部隊投入を想定した救助活動拠点の事前選定が必要である。

(2) 地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援が必要

熊本地震において、応援部隊は、被災地の土地に不案内な職員・隊員が多いため、各種の対策活動を実施する目的地に到達しにくいことがあつたが、地元の警察隊や消防団等による交通対策や先導により、円滑な通行や目的地への到達が可能となつた。

このため、応援部隊が円滑に活動できるよう、地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援の役割を明確にしておくことが必要である。

(3) ヘリコプターの運航調整等について具体的な対応を定めておくことが必要

東日本大震災では、自衛隊ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリ等派遣主体の異なるヘリコプターが一度に参集し、各主体間の調整が十分ではない面があつたこと等運航調整面での課題があつた。熊本地震においても、災害発生時におけるドクターヘリの運航調整等について、「熊本県ヘリ救急搬送運航要領」等で具体的な対応を定めていなかつたため、発災直後は情報が混乱する場面があつた。

このため、ヘリコプターの運航調整等について、あらかじめ定めておくことが必要である。

3 医療活動に関する教訓

(1) 災害医療コーディネーターを通じた関係機関との連絡調整が必要

宮城県では、東日本大震災前の平成21年に災害医療コーディネーター制度が設けられており、震災では災害発生直後より災害医療コーディネーターが災害対策本部において、患者の広域搬送や外部からの支援の受入れ調整等、外部との支援調整に尽力していた。また、被害が甚大であり、エリア毎に対応が求められたことから、現地で調整にあたるコーディネーターを急遽配置した地域もあつた。

このことから、災害医療コーディネーターを含めた体制をあらかじめ整備し、保健医療にかかる被災者ニーズの把握、関係機関との連絡調整等を円滑に進められるようにしておくことが必要である。

第1章 総則／基本方針

（2）保健医療チームの受入れ体制と情報共有の仕組みの構築が必要

熊本地震では、DMA T、D P A T、災害支援ナース等が地域に派遣された。

このような様々な保健医療チームが応援活動を円滑に実施できるよう、これらのチームに対する受援方法、体制についてあらかじめ定め、県と市町との間で受援状況の情報共有を行う仕組みを定めておくことが必要である。

4 物資調達に関する教訓

（1）物流専門家との連携による受入れ体制が必要

熊本地震では、受け入れた支援物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、物流専門家のノウハウの活用が必要である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、物流専門家の受け入れを想定した体制整備が必要である。

（2）国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が必要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県の一次拠点には支援物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し、受け入れの人員が不足するなど現場に混乱が生じた。

このように、支援物資にかかる情報伝達について課題が明確になったため、ＩＣＴの活用等による情報収集・伝達について、あらかじめ対策を定めておくことが必要である。

（3）応急給水にかかる市町や日本水道協会との体制確保が必要

紀伊半島大水害（平成23年9月台風第12号）において、紀宝町では、取水施設が浸水するとともに、道路の陥没や路側の崩壊により送水管や配水管が被災したことにより断水し、全世帯に給水できるまでに約9日間を要した。

国の具体計画では、飲料水について、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。」と定められている。

このため、市町や日本水道協会と情報共有を行い、円滑に応急給水を実施する体制の確保が必要である。

5 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する教訓

（1）緊急車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を來した。

このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。

(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、本震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPGガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。

6 ボランティアの受入れに関する教訓

熊本地震では、一般ボランティア以外のNPO等の災害ボランティアとの連携がうまくできず、避難所の運営支援を熟練したNPO等に要請するなどの初動対応が円滑に実施できなかった。また、一般ボランティアについても、必要以上にボランティアが集まった自治体と、必要なボランティア数を確保できない自治体があるなど、ボランティア希望者の過不足が発生した。

このため、ボランティアセンターにおける受入れ体制について、現地調整希望型支援者（いわゆる一般ボランティア）、重機作業や介護等提供できる支援メニューを持って駆けつけるプログラム提供型支援者、ボランティアセンターの調整を行う団体など、ボランティアの種類に応じた受入れ体制を構築し、自発的な支援活動を円滑かつ効果的に実施できるようにすることが必要である。

7 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する教訓

熊本地震では、保健福祉分野の応援職員として、医師会等の医療サービス系の職員以外にも、介護支援専門員協会、医療社会福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会、理学療法士会、作業療法士会、日本栄養士会等、多くの医療・保健・福祉分野における専門職能団体からの人的支援があった。

一方、福祉避難所等における介護職員の不足等により、発災直後は福祉避難所制度が十分な運用ができなかった。また、介護職員等の応援派遣スキームが確定するまでに時間を要したり、被災施設のニーズや全国からの応援可能職員の状況が変化する中、実施後も厚生労働省や関係機関と何度も協議が必要であったり、派遣の終了時期の見極めが難しい等、介護職員等の受入れについて多くの課題を残した。

このため、災害発生時における介護職員等の受入れについて、ニーズに対するマッチングや関係機関との情報共有の方法などを定めておく必要である。

8 自治体応援職員の受入れに関する教訓

熊本地震においては、4月14日に発生したマグニチュード6.5の地震の直後から他県の職員が応援に被災自治体に派遣されたが、被災自治体における自治体応援職員を活用する業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。また、多数の自治体応援職員を受入れるための宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、自治体応援職員の活動が制約される事象もあった。

このため、自治体応援職員を円滑に受入れ、適材適所に職員を適切に割当てができるよう、あらかじめ受入れ体制を整備するとともに、受援状況の共有方法等について定めておくことが必要である。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画に基づく計画であり、特に受援について定めた計画である。

計画名	計画の位置づけ
三重県地域防災計画	予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画
三重県広域受援計画	南海トラフ地震等の広域応援を要する災害の発生から受援が終わるまでを対象とした受援に特化した計画

第3節 計画の適用

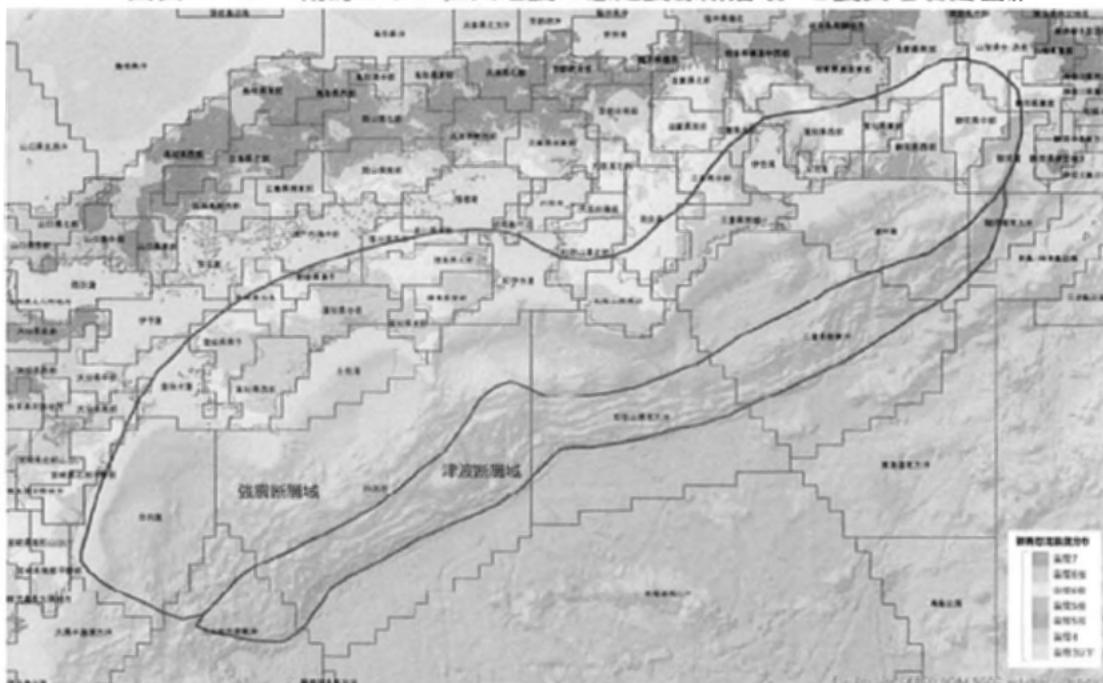
本計画は、以下の場合に適用する。

- ①国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合

国の大規模災害に基づく初動対応を行う判断基準

地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

図表 1-2 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図^{2),3)}。



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等 (平成24年8月29日公表資料1-1)

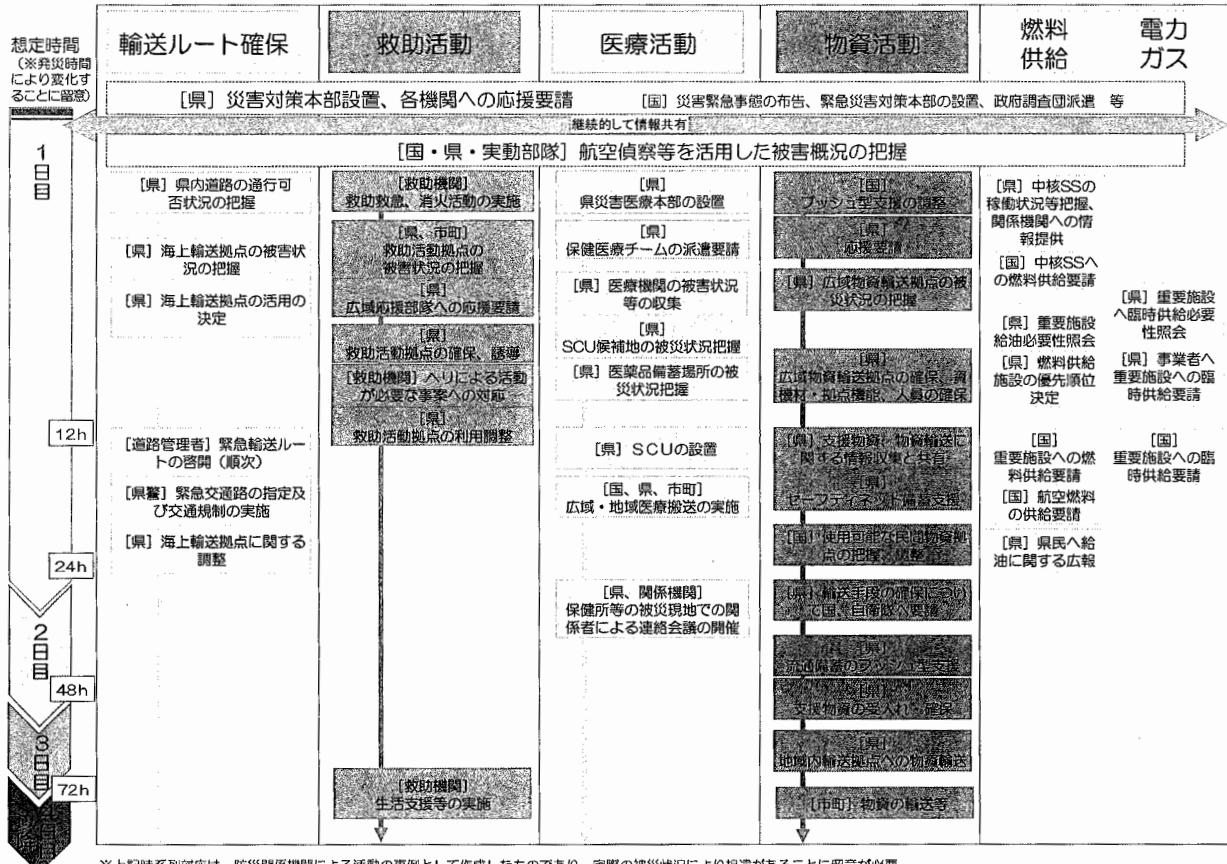
2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」 <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標

国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、図表1-3「南海トラフ地震発生時における国・県・市町等の時系列の活動目標」のとおり、発災からの経過時間に応じた活動目標を定める。

図表 1-3 南海トラフ地震発生時における国・県・市町等の時系列の活動目標



*上記時系列対応は、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、本計画及び地域防災計画等に基づく災害応急対策を実施する。

第1 国緊急災害対策本部

国緊急災害対策本部は、国の具体計画等に基づく被災地に対する支援及び総合調整を行う。

第2 県災害対策本部

県災害対策本部は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、国、市町、関係機関と情報共有、活動調整及び要請等を行う。

第3 県地方災害対策部

県地方災害対策部は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策に必要な調整を行うとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

県地方災害対策部には、地方統括部として、総括班、救援物資班、被災者支援班が設置され、地方部長の指揮監督のもと活動を行う。

社会基盤対策と保健医療対策については、建設事務所、農林水産事務所及び保健所等関連の事務所が、県災害対策本部各部隊からの指示等に基づき活動を行う。

第4 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内に所在している消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動等を実施するとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県地方災害対策部に対し、応援を要請する。

第6節 市町の受援業務

本計画で定める各分野の活動において想定される市町の主な受援業務は、以下のとおりである。

市町においては、これらの業務について、あらかじめ担当課等を明確にし、業務実施の手順を整理しておく必要がある。

県においても、下記の業務について市町の体制が確保されているか、市町とあらかじめ情報共有し、県と市町の連携体制の確保を図っておく必要がある。

図表 1-4 市町の受援業務一覧

分野	市町の主な受援業務
緊急輸送ルート (第2章)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町道の被害状況、通行可否情報の収集・提供
救助・救急、消火活動 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集 ・県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む） ・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・救助機関の受入れ ・救助活動拠点の利用調整
医療活動 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療チームと連携 ・被災者ニーズの情報収集 ・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携
物資調達 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のニーズ収集 ・協定締結先からの支援物資の調達 ・県地方災害対策部と連携した支援物資の調達 ・地域内輸送拠点の開設・運営 ・支援物資の受入れ、避難所までの輸送
燃料供給及び電力・ガスの臨時供給 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請 ・市町が管理する重要施設への臨時供給（電力・ガス）にかかる県への要請
ボランティアの受入れ (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの関係部署への情報提供や官民連携推進 ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携
高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報収集 ・県へ社会福祉施設の被害状況の報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
自治体応援職員の受入れ (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・府内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・自治体応援職員の勤務管理 ・受援状況のとりまとめと報告

第7節 平時からの準備

第1 平時の取組

県は、本計画の実効性を高めるため、平時から以下の取組を実施する。

1 訓練による検証

訓練による検証を繰り返し実施し、訓練で判明した問題点や要改善点について、計画内容を修正していく。

2 研修・連絡会議等での共有

職員研修や連絡会議等で、本計画について繰り返し説明の場を設け、計画内容の周知を図る。

これらの研修や連絡会議等を開催した後、研修受講者や連絡会議等出席者は、各自の所属において内容を共有し、全職員の本計画への理解を高める。

3 拠点の管理

本計画で定めた防災拠点（救助活動拠点、ＳＣＵ、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）については、拠点の施設管理者と連携しながら、災害発生時において円滑に各拠点機能を果たすことができるよう、必要な資機材の確認や拠点運用の実動訓練を実施するなど、必要な対策を講じる。

4 関係機関間の顔の見える関係づくり

大規模災害時には、数多くの関係機関が連携を密にし、被災者支援にあたることが重要であるため、平時から顔の見える関係づくりに努める。

第2 計画の見直し

上記の平時の取組に基づいて、本計画の見直しを継続的に行う。

このほか、国の具体計画が修正された場合や、国・県・市町及び関係機関の体制変更、施設整備の進捗等もふまえながら継続して見直しを行い、必要な修正を行う。

第8節 広域応援の枠組

県は、国の具体計画に基づく応援以外にも全国からの広域応援を必要とする場合には、「全国都道府県における災害発生時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、所定の文書様式、電話等で応援要請を行う。

このような広域応援に対する受援体制も、本計画の対象である。

各協定が定めている応援の内容は、次のとおりである。

図表 1-5 県が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請先	自治体応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県) 中部ブロック 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック幹事県 ¹	ブロック内で調整の上、応援県を決定
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合(兵庫県)	協定自治体内で調整の上、応援県を決定
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	三重県、奈良県、和歌山県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	奈良県 和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会(県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	県地方災害対策部及び応援市町	県及び応援市町

¹中部ブロック幹事県の持ち回り順

富山県(H29(2017)) → 石川県(H30) → 長野県(H31) → 岐阜県(H32) → 静岡県(H33) → 愛知県(H34) → 三重県(H35) → 富山県(H36) → 以降、繰り返し

第9節 海外からの支援への対応

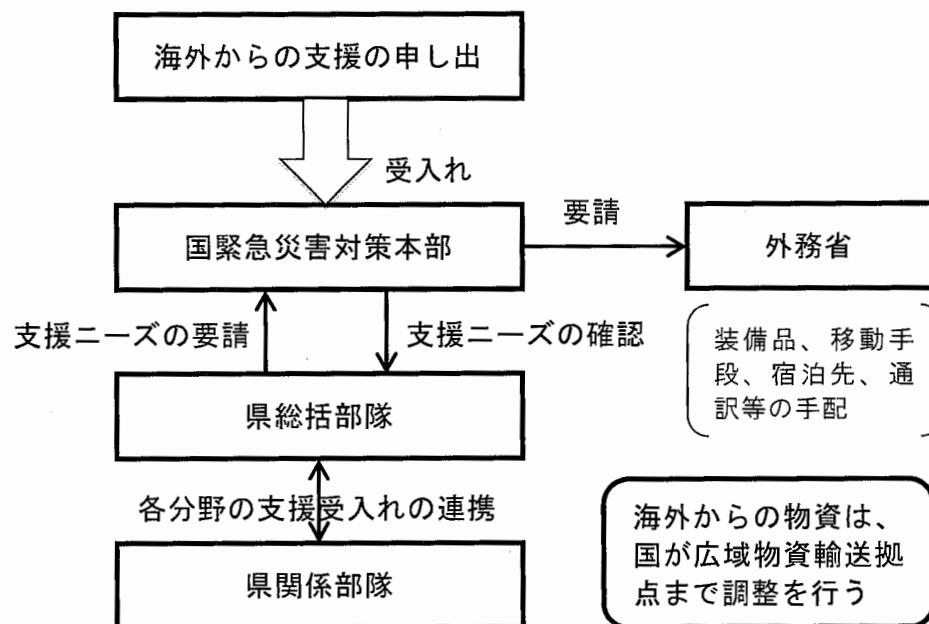
海外支援の受入れにあたっては、被災自治体に過度な負担が生じないよう国が支援するため、積極的に活用することとする。

海外から的人的支援・物的支援の申し出がある場合の受入れは、国の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となり、県は緊急災害対策本部から支援ニーズの有無の確認を受けることとなる。

物的支援については、日本国内に物資が到着し、県の広域物資輸送拠点までの輸送は国が調整を行う。人的支援の受入れに当たっては、外務省が、水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申請国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、その旨を確認する。また、海外からの搜索・救助チームや医療チームには、外務省の職員（リエゾン）が帯同する。

県災害対策本部においては、県総括部隊が海外からの支援の調整窓口となり、物資の受入れや搜索・救助チーム、医療チームの各チームの支援受入れにあたっては、県総括部隊と関係部隊が連携して対応する。

図表 1-6 海外からの支援の受入れの流れ



【参考：東日本大震災における海外支援の事例】

○163か国・地域及び43国際機関から支援の申し出があった（平成29年6月8日現在）

(1) 支援内容

①緊急援助隊等による支援

医療支援チーム、原子力専門家・専門機関、復旧支援チーム、緊急救助隊、レスキューチーム、人道支援チーム、救助犬チーム、在日米軍（トモダチ作戦）、豪空軍機（輸送支援）

②緊急物資の支援

食料・飲料、衣類・くつ類、寝具、医療品・衛生品・衛生施設、育児・こども用品、生活用品、スポーツチームや芸能人の応援メッセージが書かれたTシャツや毛布等、サバイバルキット、可動式倉庫、移動可動式発電機、パソコン、ソーラーパネル式の携帯充電器、セキュリティソフトのライセンス、工業用内視鏡、灯油、ガソリン、ディーゼル油、液化天然ガス（LNG）、原油、液化石油ガス（LPガス）等

③義援金、寄付金

(資料) 外務省ホームページ「世界各国・地域等からの緊急支援」

緊急物資の内容は「東日本大震災への海外からの支援実績のレビュー調査（一財国際開発センター）」
(平成25年3月)

(2) 自治体の対応（宮城県）

①人的支援の受入れ

警察庁ではこのうち、韓国、シンガポール、メキシコ、台湾、ロシア、フランス、モンゴル、南アフリカ、トルコ及びインドの計10か国、577人の支援部隊の受入れに対応し、被災県警察では、これら支援部隊と協力して捜索活動に従事した。

外国からの救助チームや災害救助犬団体等の受入れについては、被災地消防本部間で活動する市町村の選定を実施した。

②外国からの義援物資への対応

外国政府（外務省を経由）や通常業務で関係のある企業からの物資については、経済商工観光部国際経済・交流課が受入窓口となった。同課では、特に外国政府に対する担当1人を固定配置し、本部事務局と連携しながら受入れを行う体制をとった。

③寄附金の受付

国内から日本円で入金される口座、外国から日本円で入金される口座及び外国から外貨で入金される口座を開設し、受付を行った。

(資料) 「東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県）」（平成27年3月）

第1章 総則／海外からの支援への対応

第2章

緊急輸送ルート に関する計画

目 次

第2章 緊急輸送ルートに関する計画.....	17
第1節 要旨	17
第1 目的	17
第2 計画に基づく活動期間	18
第3 概要	20
第2節 関係機関の役割	22
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関	23
第2 海上輸送拠点等へのルート確保	25
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動	27
第1 被害状況の情報収集と共有	27
第2 災害時における車両の移動等に関する要請	27
第3 道路啓開方針の決定	27
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有	28
第5 関係機関への支援要請	28
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施	28
第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）	29

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断や沿道建物の倒壊による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことを想定しなければならない。

このような想定のもと、国は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして緊急輸送ルートを定め、発災後の緊急輸送ルートの通行可否情報の共有、啓開活動・応急復旧、必要な交通規制の実施等による通行確保の活動を最優先で実施することとしている。

この「緊急輸送ルートに関する計画」は、被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送を迅速かつ円滑に行うことの目的として、緊急輸送ルートの啓開活動について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後おおむね1週間とする。
各目的地と啓開目標²については、図表2-1のとおりとする。

図表 2-1 目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標

用途 (主な所管部隊)	目的地(拠点)	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
航路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点(港湾)及び地域防災計画に位置づけられた漁港	おおむね1～7日以内

²啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被災状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定している。

【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後1日目)	道路啓開方針の決定
	啓開活動開始
	道路啓開ルートにかかる県災害対策本部内の情報共有
	関係機関への支援要請
	災害時における車両の移動等に関する要請
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後2日目以降)	緊急交通路の指定及び交通規制の実施
	道路啓開の進捗状況にかかる県災害対策本部内の情報共有

(海上輸送拠点等の活用（航路の使用）)

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後1日目)	海上輸送拠点等の活用の決定
	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開開始
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後2日目以降)	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

【参考】

くしの歯ルート各STEPの考え方（中部版くしの歯作戦）

STEP	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1（くしの「軸」）	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート	おおむね1日
STEP 2（くしの「歯」）	災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設に至るルート	1～2日
STEP 3（被災地）	被害が甚大な沿岸沿いのルート	3日
STEP 3 以降	被害地域全域へのルート	7日以内

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港（以下「海上輸送拠点等」という。）の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定する。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理する。

県は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省TEC-FORCE等による支援が必要な場合は、要請を行う。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施する。

(2) 活動拠点

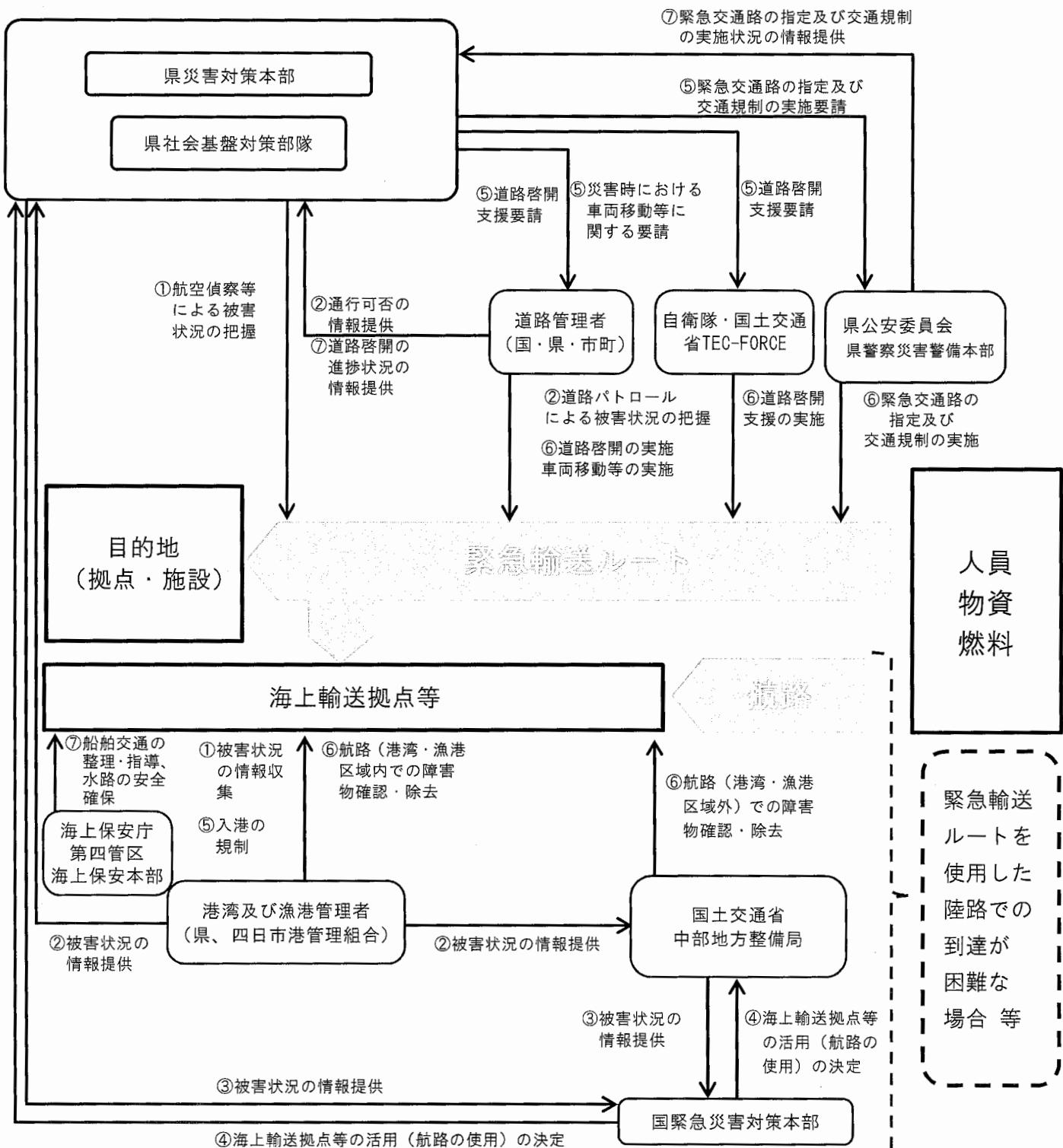
① 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港とは、緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等に、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港である。

2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ

緊急輸送ルートに関する活動の流れは、図表2-2のとおりである。なお、本計画で定める緊急輸送ルートは、資料編●●のとおりである。

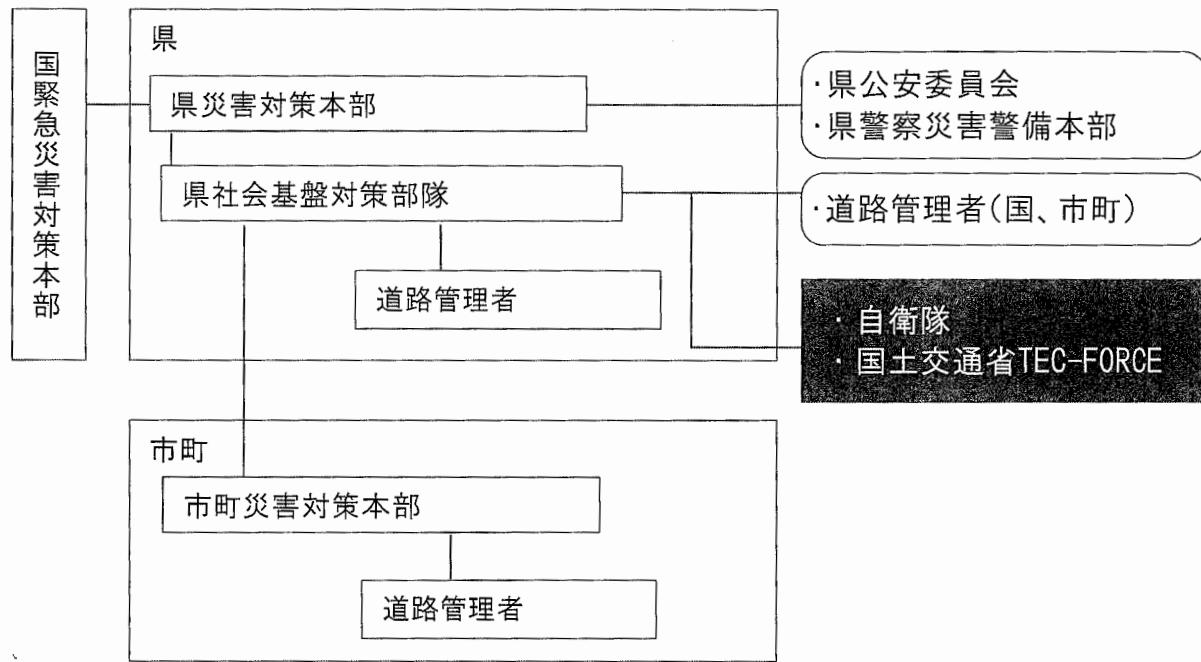
図表 2-2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ



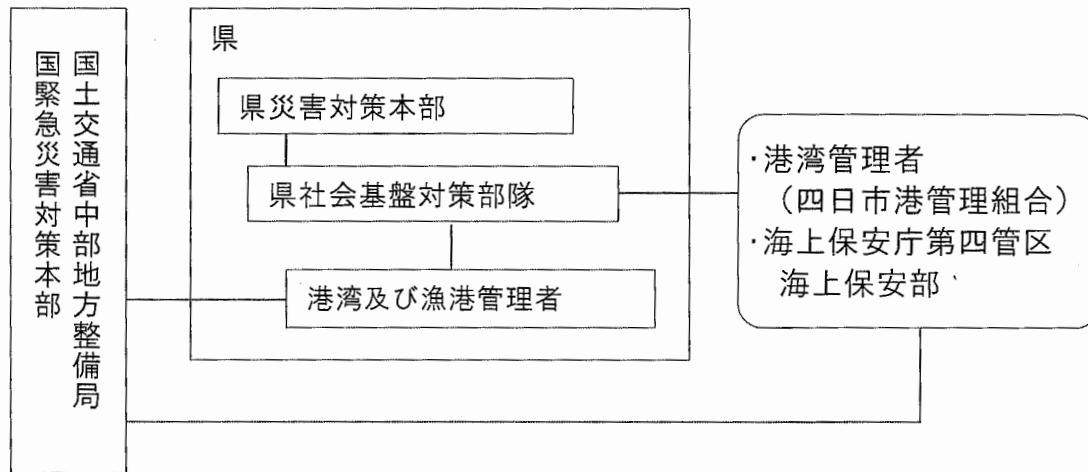
第2節 関係機関の役割

図表 2-3 緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

●緊急輸送ルートの啓開活動



●海上輸送拠点等の活用（航路の使用）



第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関

1 指揮または調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集と提供 ・道路啓開方針の決定 ・車両の移動等に関する要請 ・関係機関への支援要請 ・道路啓開ルートに係る情報提供

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整 ・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整

(3) 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供

2 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
道路管理者（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート（県管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

(2) 国

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	・緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等) ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・国土交通省 TEC-FORCE等	・緊急輸送ルートの啓開活動への支援

(3) 市町

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	・緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等) ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

3 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

(1) 県

関係機関	主な役割
県公安委員会	・緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・交通規制の実施

第2 海上輸送拠点等へのルート確保

1 指揮または調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集、緊急災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等の活用に関する情報収集、緊急災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等への道路啓開方針の決定

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集 ・海上輸送拠点等の活用の決定

2 航路啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
港湾及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点等の被害状況の把握、国土交通省中部地方整備局及び県災害対策本部への情報提供 ・航路の安全性が確保されるまでの入港の規制 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去 ・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

(2) 国

関係機関	主な役割
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点（港湾）の被害状況の情報収集、緊急災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域外）での障害物確認、除去
海上保安庁第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶交通の整理、指導 ・水路の安全確保

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

（3）四日市港管理組合

関係機関	主な役割
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none">・航路の安全性が確保されるまでの入港の規制・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域内）での障害物確認、除去・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

第3節 緊急輸送ルートの啓開活動

第1 被害状況の情報収集と共有

県社会基盤対策部隊は、航空偵察や県内に設置されている定点観測カメラ等により収集した情報から、緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害状況を収集する。

県社会基盤対策部隊は、通行可否情報を地図等に集約し、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、防災情報プラットフォーム等により、県災害対策本部内へ情報提供し共有する。

道路管理者は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、県社会基盤対策部隊に報告する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

第2 災害時における車両の移動等に関する要請

県社会基盤対策部隊は、必要に応じて、道管理者に対して、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定³を包括的に行うよう要請する。

第3 道路啓開方針の決定

1 アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）の決定

県災害対策本部は、図表2-1に示す啓開目標を念頭に、拠点・施設等の被災状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて、アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）を決定する。

2 優先的に道路啓開を実施するルートの決定

県社会基盤対策部隊は、道路啓開方針の検討にあたって、予め目的地までの緊急輸送ルートについて、代替ルートも含めて選定しておき、収集された通行可否情報を集約・分析した上で、道路の被害状況、広域応援部隊の進出状況、被災者支援の優先順位等をふまえ、国や応援県、救助機関等と調整を行い、優先的に道路啓開を実施するルートを決定する。

県社会基盤対策部隊は、決定した優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

なお、ルートの決定にあたっては、「中部版くしの歯作戦⁴」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。

³災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動することその他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

⁴中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有

県社会基盤対策部隊は、決定した道路啓開ルートについて、県災害対策本部内で情報共有する。また、啓開の進捗状況も隨時情報共有する。

第5 関係機関への支援要請

県社会基盤対策部隊は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊・国土交通省TEC-FORCEによる支援が必要な場合は、調整や要請を行う。

第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下「緊急交通路」という）を指定するとともに、指定した緊急交通路について県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、実施した措置については県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）

1 海上輸送拠点等の概要

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、航路による輸送が効率的と見込まれる場合は海上輸送拠点等が活用される。

海上輸送拠点等は人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港であり、図表2-4のとおりである。

図表 2-4 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

港名	種別	港湾管理者	水深(m)	延長(m)	利用可能船舶規模		背後の荷捌き地		
					載貨重量 トン数 (トン)	全長 (m)	面積 (m ²)	延長 (m)	幅 (m)
四日市港 (霞ヶ浦南埠頭23号岸壁)	港湾	四日市港管理組合	12.0	240	60,000				
四日市港 (第3埠頭15号岸壁)			10.0	245	12,000				
津松阪 (大口地区)	三重県		7.5	130	5,000	107	3,640	130.0	28.0
鳥羽港			5.5	100	2,000	82	3,400	100.0	34.0
浜島港			5.5	180	2,000	82	2,520	180.0	14.0
吉津港			5.5	90	1,000	67	3,600	90.0	40.0
長島港			4.0	65	-	-	972	70.0	15.9
尾鷲港			4.5	60	-	-	1,350	90.0	15.0
鵜殿港			5.5	100	2,000	82	2,000	100.0	20.0
波切漁港	漁港		5.5	90	1,000	67	1,682	110.0	15.0
三木浦漁港			5.0	75	200	40	2,612	110.0	30.0
舟越漁港			3.0	103	30	20	1,700	900	18.0

2 被害状況の情報収集と共有

港湾及び漁港管理者は、優先的な航路啓開を行う可能性が高い海上輸送拠点及び防災拠点漁港（図表2-4）について、被害状況の情報収集を行い、国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

情報提供を受けた国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊は、国緊急災

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

害対策本部へ情報提供する。

3 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）の決定

国緊急災害対策本部は、被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズと、海上輸送拠点等の被害状況をふまえ、海上輸送拠点等の活用を決定する。

4 海上輸送拠点等に関する調整

港湾及び漁港管理者は、航路の安全性が確保されるまでの入港の規制、海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去、緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置（道路啓開、災害時における車両移動等）を実施する。

国土交通省中部地方整備局は、海上輸送拠点等として利用する岸壁、使用可能な製油所へアクセスする航路（港湾区域外）の障害物確認、除去を行う。

海上保安庁第四管区海上保安本部は、船舶交通の整理・指導、水路測量や応急標識の設置等により水路の安全確保を行う。

5 海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開

県社会基盤対策部隊は、航路による輸送を実施する場合には、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて、道路管理者や、臨港道路を有する港湾管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

6 海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

県社会基盤対策部隊は、航路啓開及び道路啓開の状況について、県災害対策本部内へ情報提供する。また、啓開の進捗状況も隨時情報提供する。

【平成28年熊本地震における事例】

①緊急輸送ルート設定による外部の応援部隊の迅速な到達

緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底したことにより、自衛隊や緊急消防援助隊、D M A T、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の効果が確認された。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

②道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来たした例がある。

また、被災により通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

第3章

救助・救急、消防活動
に関する計画

目 次

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画.....	35
第1節 要旨	35
第1 目的	35
第2 計画に基づく活動期間	35
第3 概要	37
第2節 関係機関の役割	39
第1 指揮または調整を行う機関	40
第2 救助・救急、消火活動を行う機関	40
第3節 初動	41
第1 県内救助機関への要請	41
第2 各市町の被害情報の収集	41
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施	41
第4 広域応援部隊への応援要請	42
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定	42
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認	42
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出	43
第4節 受入れ調整	46
第1 救助機関の部隊展開の基本方針の決定	46
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有	46
第3 救助活動拠点の確保	46
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導	46
第5 救助活動拠点の利用調整	46
第6 救助活動拠点の利用状況の共有	47
第5節 支援活動及び調整	48
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施	48
第2 救助要請情報等の収集と共有	48
第3 救助機関の活動調整	48
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応	49
第6節 生活支援	50
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整	50
第2 救助機関による生活支援の実施	50

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、県内では多数の死傷者が発生し、コンビニートや密集市街地において大規模な火災が発生する可能性がある。このため人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の救助機関を最大限動員しなければならない。

このような想定の下、国をはじめとする関係機関は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、被災地域内で動員する自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の部隊（以下「県内の救助機関」という。）に加えて、全国からの「自衛隊の災害派遣部隊」、「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、「海上保安庁の増援部隊」及び「国土交通省 T E C - F O R C E」（以下「広域応援部隊」という。）を派遣することとしている。

この「救助・救急、消火活動に関する計画」は、想定される最大部隊数を考慮しつつ、広域応援部隊が利用する救助活動拠点とその配置（レイアウト）を予め定めるほか、災害発生後の道路啓開情報、救助活動拠点の利用状況及び各救助機関の活動状況に関する情報を円滑に共有することを目的として受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後2週間とし、その活動内容は、主に災害発災後72時間までの人命救助及び消火活動、並びに災害発生後2週間までの生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定する。

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／要旨

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	県内救助機関への要請 各市町の被害情報の収集 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施 広域応援部隊への応援要請 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認 広域応援部隊の進出拠点への進出
受入れ調整 (発災～発災後1日目)	救助機関の部隊展開の基本方針の決定 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有 救助活動拠点の確保 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 救助活動拠点の利用調整 救助活動拠点の利用状況の共有
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目)	救助機関による救助・救急、消火活動の実施 (24時間までに、広域応援部隊の順次到着と、活動の本格化) 救助要請情報等の収集と共有 救助機関の活動調整 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応
生活支援 (発災～発災後3日目以降)	救助機関による行方不明者の捜索救助を継続しつつ生活支援の実施

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

被災地域内の自衛隊・消防機関・警察・海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁、海上保安庁及び国土交通省は、実際の被害状況をふまえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしている。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとすることとしている。

(2) 活動拠点

①広域進出拠点及び進出拠点

自衛隊、消防、警察、海上保安庁、国土交通省 T E C – F O R C E 等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

②救助活動拠点

救助機関が救助・救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地として利用する県内の拠点。

救助機関の円滑な受け入れのため、県内各地域に救助活動拠点を定め受け入れを行うこととする。

国土交通省 T E C – F O R C E の救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局事務局とする。

③ヘリベース

災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

県、施設管理者及び救助機関で事前に災害時の利用可能性を検討する。

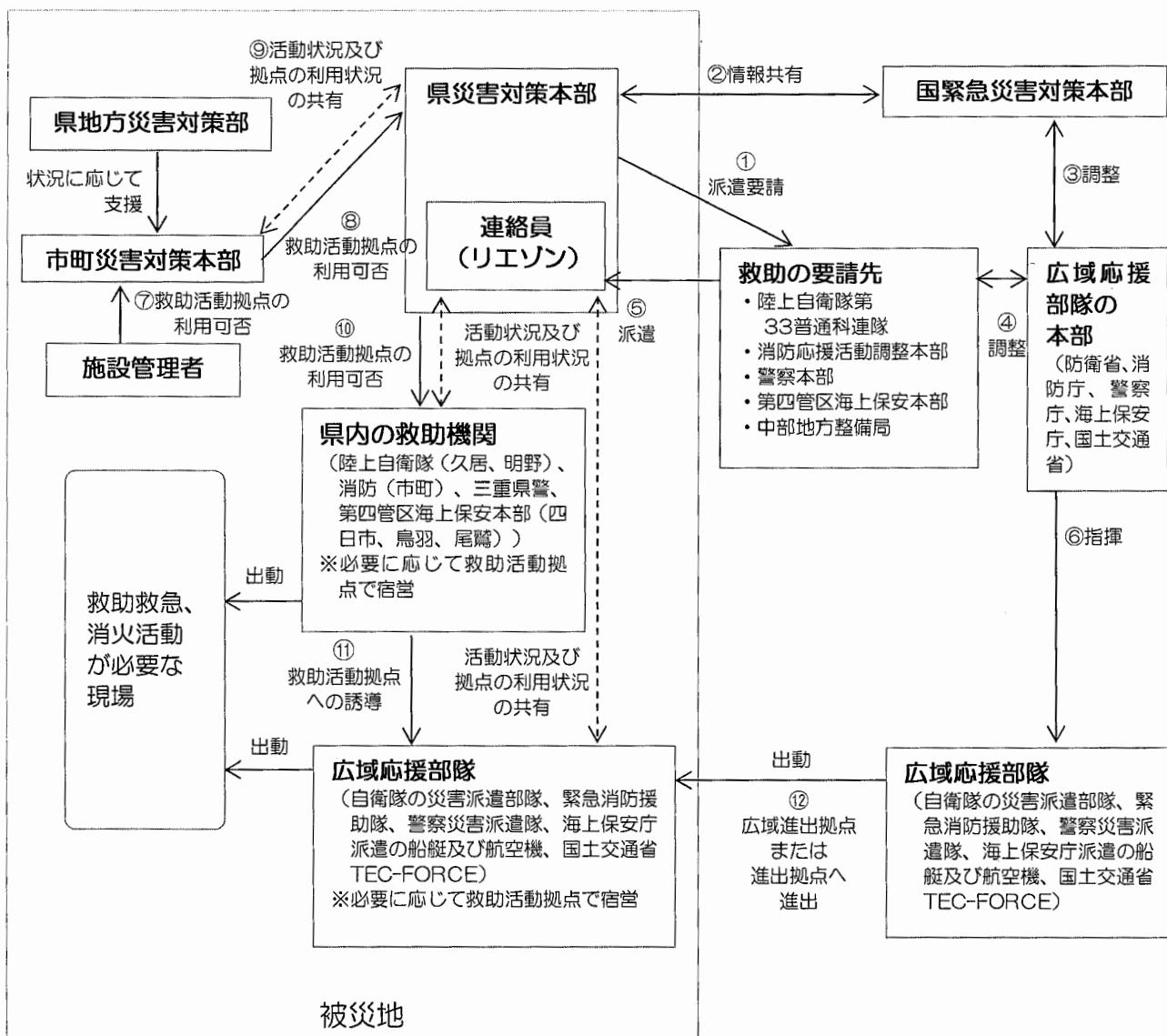
④航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

災害発生時には被災状況に応じて、実際に利用する拠点を検討し、その利用状況を県、施設管理者及び救助機関で共有する。

2 救助・救急、消火活動の流れ

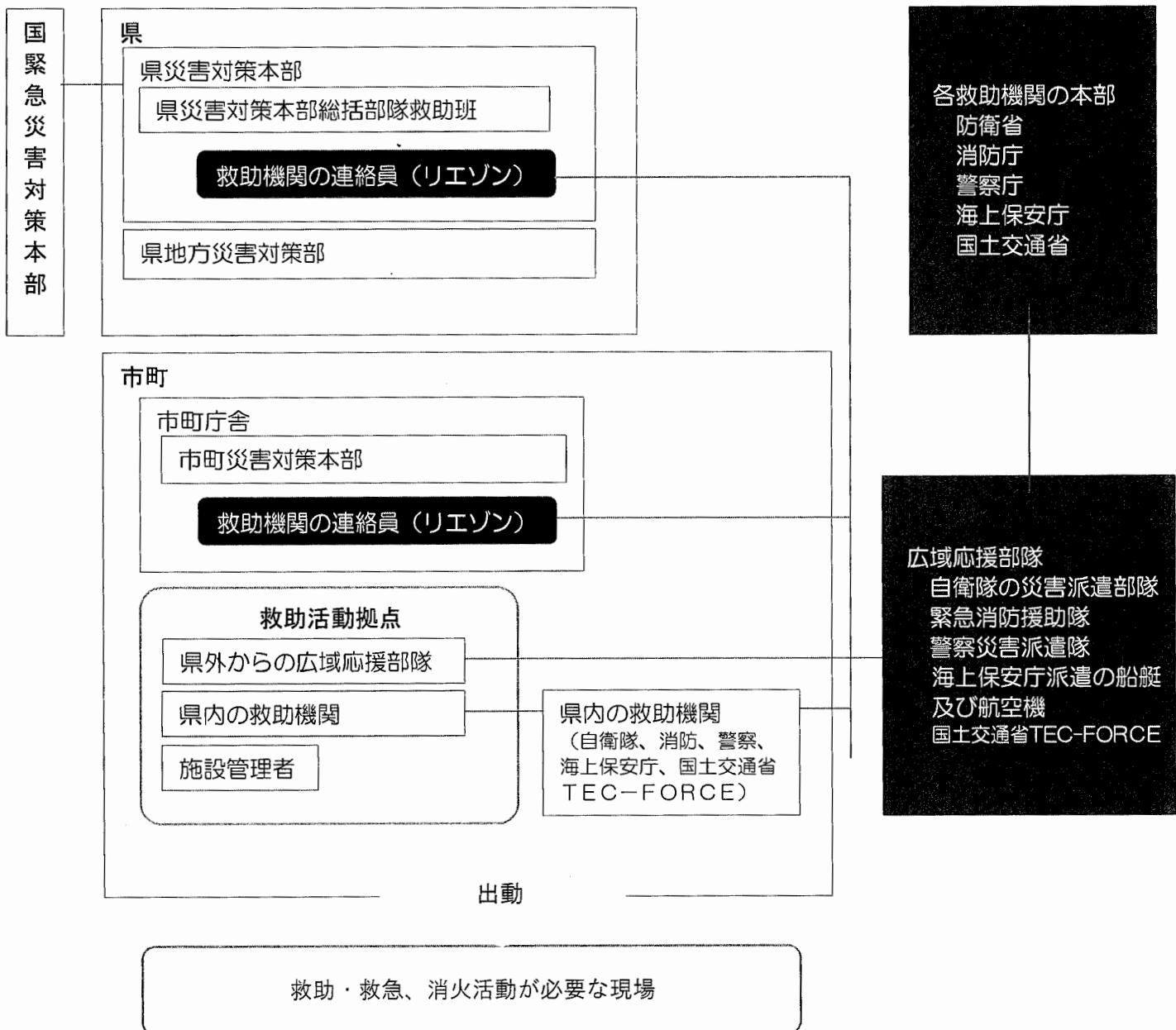
図表 3-1 救助・救急、消火活動の流れ



※数字は広域応援部隊の派遣要請から、広域応援部隊の救助活動拠点への進出までの順序を示す。

第2節 関係機関の役割

図表 3-2 救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／関係機関の役割

第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援部隊への応援要請 ・県内の被害状況の把握 ・緊急輸送ルートの被害状況・啓閉状況の情報収集と共有 ・救助活動拠点の利用調整 ・各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援
県地方灾害対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町の被害状況の把握と提供 ・管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の広域応援部隊の派遣調整
救助機関の連絡員 (リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・救助機関の活動状況の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集 ・県地方灾害対策部への連絡及び応援要請 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）
施設管理者 (拠点とする公園等の施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・救助機関の受入れ ・救助活動拠点の利用調整

第2 救助・救急、消火活動を行う機関

1 県内で活動する機関

関係機関	主な役割
県内の救助機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・救助・救急、消火活動の実施
県外からの広域応援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・救助・救急、消火活動の実施

2 広域応援部隊を派遣する機関

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整

第3節 初動

第1 県内救助機関への要請

県総括部隊救助班は、県内救助機関へ救助活動の実施を要請する。

第2 各市町の被害情報の収集

県総括部隊救助班は、県内救助機関に対し、災害情報（被害情報、救助要請情報）の収集提供を要請する。

特に発災当初については、ヘリコプターによる情報収集、提供を各救助機関へ要請する。

第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、津波、余震による二次被害を防止しつつ初動体制を確立する。また、被害状況の全体把握のための情報収集を実施するとともに人命救助及び救急活動を努めて早期に開始する。

1 自衛隊

陸上自衛隊第33普通科連隊は、情報収集のほか、救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受け入れ準備を行う。

2 消防機関

県防災ヘリコプターを用いた情報収集のほか、県内15消防本部は救助・救急、消火活動を開始する。また、消防団は、住民の避難誘導、消火活動、水門の閉鎖等を行う。
この際、県外からの部隊の受け入れ準備を行う。

3 警察

県警は、ヘリコプターを用いた情報収集のほか、救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受け入れの準備を行う。

4 海上保安庁

第四管区海上保安本部（四日市、鳥羽、尾鷲）は情報収集のほか、船艇による救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受け入れ準備を行う。

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／初動

第4 広域応援部隊への応援要請

県総括部隊救助班は、各救助機関へ広域応援部隊の応援要請を実施する。
あわせて各救助機関へ連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

図表 3-3 各救助機関への要請先

救助機関	要請先
自衛隊	陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科
消防機関	三重県防災対策部 消防・保安課
警察	三重県警察本部 警備第二課
海上保安庁	第四管区海上保安本部 環境防災課
国土交通省 T E C - F O R C E	中部地方整備局 企画部防災課

第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定

施設管理者は、管理する救助活動拠点の被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否を判断し市町へ連絡する。

市町は、施設管理者から連絡を受けた救助活動拠点の利用可否に関する情報を、県総括部隊救助班へ伝達する。

県総括部隊救助班は、市町から伝達された情報とともに、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況に関する情報を収集し、利用する救助活動拠点を決定する。

第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認

県総括部隊救助班は、県内救助機関の態勢（救助部隊の活動状況（人員、装備、活動場所、活動内容）及び当面の活動方針）について聴取し、取りまとめる。

また、その後の広域応援部隊の出動状況等についても、隨時、聴取確認し記録する。

第7 広域応援部隊の進出拠点への進出

各救助機関の広域応援部隊は、あらかじめ決定している各救助機関の広域進出拠点または進出拠点まで進出する。

各救助機関の広域応援部隊の想定される態勢は以下のとおり。

1 自衛隊（災害派遣部隊）

（1）応援部隊の派遣

災害派遣要請に基づき災害派遣活動を実施する。

大規模災害時等は、防衛省の統制の下、県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受け入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、防衛省は速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

増援部隊は、防衛省の各災害対処計画により全国から県内の被災地にて災害派遣活動を行う。

重点受援県（三重県を含む10県）を含む自衛隊の災害派遣部隊が全て出動可能な場合は、約110,000人が派遣される。

（3）指揮及び統制

県内に派遣された増援部隊は、陸上自衛隊指揮官、海上自衛隊指揮官、または、航空自衛隊指揮官のそれぞれの指揮・統制の下、あるいは、陸上自衛隊、海上自衛隊、または、航空自衛隊が統合されて災害対応の任務に就く際に結成される災害統合任務部隊の指揮官の指揮・統制の下、災害派遣活動を行う。

（4）部隊交代周期

災害派遣活動期間に応じて、部隊交代を行う。

2 消防機関（緊急消防援助隊）

（1）応援部隊の派遣

総務省消防庁の統制の下、緊急消防援助隊アクションプランに基づき本県に緊急消防援助隊を派遣する。

この際、県内の部隊及び消防団は、県外からの部隊の受け入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（東海地方が大きく被災した場合）が適用されると、即時応援都道府県（宮城、群馬、新潟）、被害確認後応援都道府県（長野、岐阜）の各県から支援を受ける。各県それぞれ100～120隊、400名程度を登録している。

装備は、各主要3小隊の基本的なものに加えて、特殊装備、特殊災害に対応する装備をもつ。

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／初動

(3) 指揮及び統制

各都道府県大隊には、消火、救助、救急の主要3小隊があり、いずれの小隊も各都道府県大隊長の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

部隊交代は、消防庁及び緊急消防援助隊派遣元都道府県との調整により、決定する。

3 警察（広域緊急援助隊と警察災害派遣隊）

(1) 応援部隊の派遣

南海トラフ地震発生時には、発生後直ちに派遣される広域緊急援助隊を主体とした即応部隊と、発生から一定期間が経過した後に派遣される一般部隊からなる警察災害派遣隊を編成し、警察庁調整の下、本県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

(2) 編成及び規模

重点受援県（三重県を含む10県）以外の警察災害派遣隊が全て出動可能な場合は、約16,000人が重点受援県に派遣される。

(3) 指揮及び統制

三重県警察本部長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

警察災害派遣隊のうち、即応部隊については3日間又は1週間単位で、一般部隊については、概ね1週間から2週間単位で活動し、順次交代を行う。

4 海上保安庁

(1) 応援部隊等の派遣

南海トラフ地震の発生により緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたときに備え、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、船艇・航空機の派遣、職員の派遣及び資機材の増援の計画を定めている。

(2) 編成及び規模

派遣される船艇及び航空機についてはあらかじめ計画されているが、船艇及び航空機の集結状況、地震災害の状況等により、必要と認める場合は、さらに動員される。

(3) 指揮及び統制

派遣された船艇及び航空機は派遣を受けた第四管区海上保安本部長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣された船艇及び航空機は災害対応が終了するまで、原則交代はない。

5 国土交通省 T E C - F O R C E

(1) 応援部隊の派遣

「南海トラフ巨大地震におけるT E C - F O R C E活動計画」に基づき、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国から被災地に向けて国土交通省T E C - F O R C Eを派遣し、被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧等を実施する。

発災後、直ちに派遣準備を開始し、48時間後には最大勢力のT E C - F O R C E、災害対策用機械等による活動を行う。

(2) 編成及び規模

1日最大約2,250人の国土交通省T E C - F O R C Eを動員し、各地域ブロック（中部、近畿、四国、九州）の被害規模に応じて活動する。

(3) 指揮及び統制

中部地方整備局の災害対策本部に設置されるT E C - F O R C E総合司令部の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣元の地方整備局が設定する派遣運用に従い、適宜交代を行う。

第4節 受入れ調整

第1 救助機関の部隊展開の基本方針の決定

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の情報、緊急輸送ルートの啓閉状況に関する情報をふまえ、国の緊急災害対策本部の調整の下、各救助機関の部隊展開の基本方針を決定する。

第2 救助活動拠点及び道路啓閉情報の共有

県総括部隊救助班は、部隊展開の基本方針をふまえ、救助活動拠点を利用する救助機関の連絡員または県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）に対し、道路啓閉状況や救助活動拠点に関する情報を伝達する。

救助機関の連絡員は、県総括部隊救助班からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動拠点の利用可否に関する情報を各救助機関の本部へ伝達する。

救助機関の県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動拠点に関する連絡を受け、救助活動拠点へ県外からの広域応援部隊を誘導する。

各救助機関の本部は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの救助活動拠点及び道路啓閉状況に関する情報を、広域応援部隊へ伝達する。

第3 救助活動拠点の確保

利用する救助活動拠点の施設管理者は、施設を開錠し、救助活動拠点としての利用準備を行う。

この際、施設管理者は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行う。

第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導

救助機関の広域応援部隊は、各救助機関の本部からの道路啓閉状況に関する情報及び救助活動に関する連絡を受けつつ、県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）の誘導により救助活動拠点へ進出する。

第5 救助活動拠点の利用調整

救助活動拠点の利用機関や配置レイアウトを変更する必要が生じた場合には、各救助機関の追加の進出可能性について県総括部隊救助班に確認のうえ、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者とで協議し、利用方法を決定するとともに、救助活動拠点の利用機関または施設管理者が、その旨を県総括部隊救助班へ報告する。

第6 救助活動拠点の利用状況の共有

県総括部隊救助班は、報告を受けた救助活動拠点の利用状況をとりまとめ、各救助機関の連絡員及び市町へ情報を共有する。

各救助機関の連絡員は各救助機関の本部へ伝達し、市町は各救助活動拠点の施設管理者へ伝達する。

第5節 支援活動及び調整

第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、広域応援部隊が到着次第、救助・救急、消火活動を本格化させる。

1 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索を実施する。

(2) 海上自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

(3) 航空自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

2 消防機関

コンビナート火災や密集市街地火災等、大規模火災の消火活動並びに倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施する。

3 警察

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視・身元確認等を実施する。

4 海上保安庁

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

5 国土交通省TEC-FORCE

被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動を実施する。

第2 救助要請情報等の収集と共有

県総括部隊救助班は、被害情報、救助救急の要請情報、火災発生情報を、原則、地域(市町)単位で収集し、各救助機関ヘリエゾンを介して共有する。

第3 救助機関の活動調整

救助要請情報を踏まえ、各救助機関は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に

応じた部隊間の相互協力や役割分担を行う。また、災害現場で活動する国土交通省TEC-FORCE及び災害派遣医療チーム(DMATT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

各救助機関は、調整結果を県総括部隊救助班へ共有する。県総括部隊救助班は、各救助機関の活動調整状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応

1 ヘリベースの確保

各救助機関の航空部隊のヘリベースは、以下の場所を想定する。

県総括部隊救助班(航空担当)は、ヘリベースの被災状況を把握し、必要に応じて、関係する救助機関と、ヘリベースの利用調整を行う。

2 航空調整会議を通じた活動調整

ヘリコプターによる活動が必要な事案が発生した場合には、県総括部隊救助班(航空担当)は、各救助機関に対し、航空部隊の運用についての検討を定期的に行い、活動調整を行う。

3 航空機用救助活動拠点の運用

航空機用救助活動拠点の運用にあたっては、各救助機関の航空部隊が利用可能な拠点を被災状況に応じて検討し、利用に際しては県総括部隊救助班(航空担当)及び各拠点の施設管理者へ利用する旨の連絡を行う。

県総括部隊救助班は、航空機用救助活動拠点の利用状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

ヘリコプターによる救出・救助、消火活動の拠点は、飛行場外離着陸場及び航空機用救助活動拠点(候補地)とする。

4 ドクターヘリの活動調整

県総括部隊救助班は、各救助機関と連携し航空機用救助活動拠点の利用状況も踏まえて、ドクターヘリが利用する離発着場を調整する。

第6節 生活支援

第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整

県総括部隊救助班は、被害状況や広域応援部隊の活動状況を把握しつつ、状況に応じて広域応援部隊の活動範囲等の調整を行い、被災者の生活支援を実施する。

第2 救助機関による生活支援の実施

各救助機関は、行方不明者の捜索・救助を継続しつつ被災者の生活支援も実施する。

1 自衛隊

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送及び入浴・給食・給水等の生活支援を実施する。

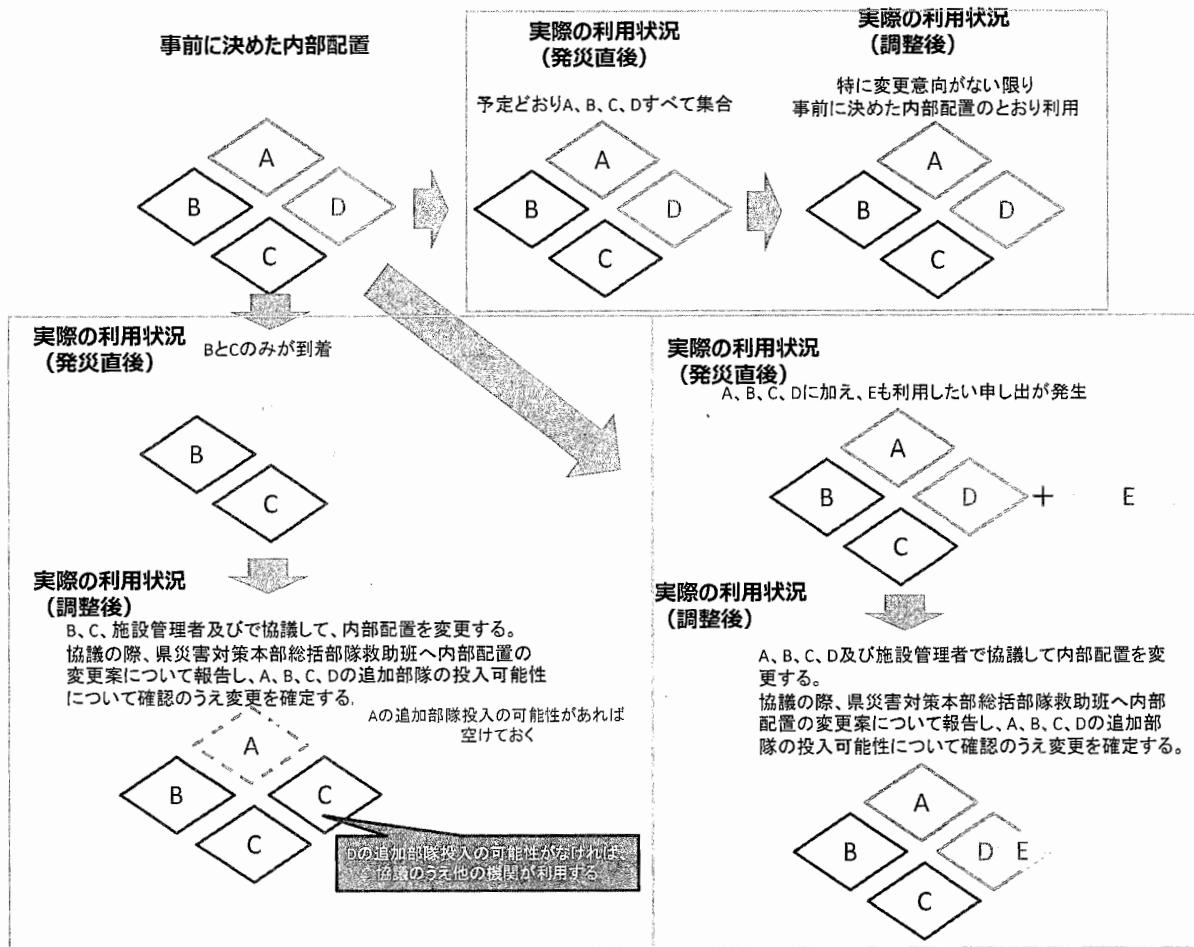
2 警察

行方不明者の捜索・救助、緊急交通路の確保、検視・身元確認を継続しつつ、警戒警ら、相談業務を実施する。

3 海上保安庁

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送等の生活支援を実施する。

別図 救助活動拠点の配置の利用調整のフロー



第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／生活支援

第4章

医療活動 に関する計画

目 次

第4章 医療活動に関する計画	55
第1節 要旨	55
第1 目的	55
第2 計画に基づく活動期間	55
第3 概要	56
第2節 関係機関の役割	58
第1 指揮または調整を行う機関	59
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）	60
第3節 初動	61
第1 応援要請	61
第2 被災状況の収集	62
第4節 受入れ調整	65
第1 保健医療チームの活動方針の決定	65
第2 保健医療チームの受入れ	65
第5節 支援活動及び調整	67
第1 関係者による連絡会議の開催	67
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	68

第4章 医療活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊・土石流・津波・長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。

このような想定の下、国や他自治体は、保健医療チーム（医療救護班、D M A T、D P A T のほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。

この「医療活動に関する計画」は、県災害医療本部（以下、医療本部という）が、災害医療コーディネーターの助言を得て、全国からの保健医療チームによる応援を円滑に受け入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後～1週間、保健医療チームの活動内容によっては1か月以上とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	応援要請
	保健医療チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集・整理
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	医療機関の被災状況の情報共有
	S C U 候補地の被災状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	医薬品備蓄場所の被災状況の把握と情報共有
	D M A T の受入れ
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	その他の保健医療チームの受入れ
	医療本部との保健医療チームとの情報共有
	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
	広域医療搬送
	地域医療搬送

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMA T派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。

非被災都道府県は、管内の保健医療チーム派遣、被災地からの重症患者の受け入れ等の後方医療活動を行う。

県は、県に派遣された保健医療チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関への支援を行う。

市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、地域災害医療コーディネーターとの連携、医療本部との連携を行う。

(2) 活動拠点

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るために医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

② SCU (Staging Care Unit)

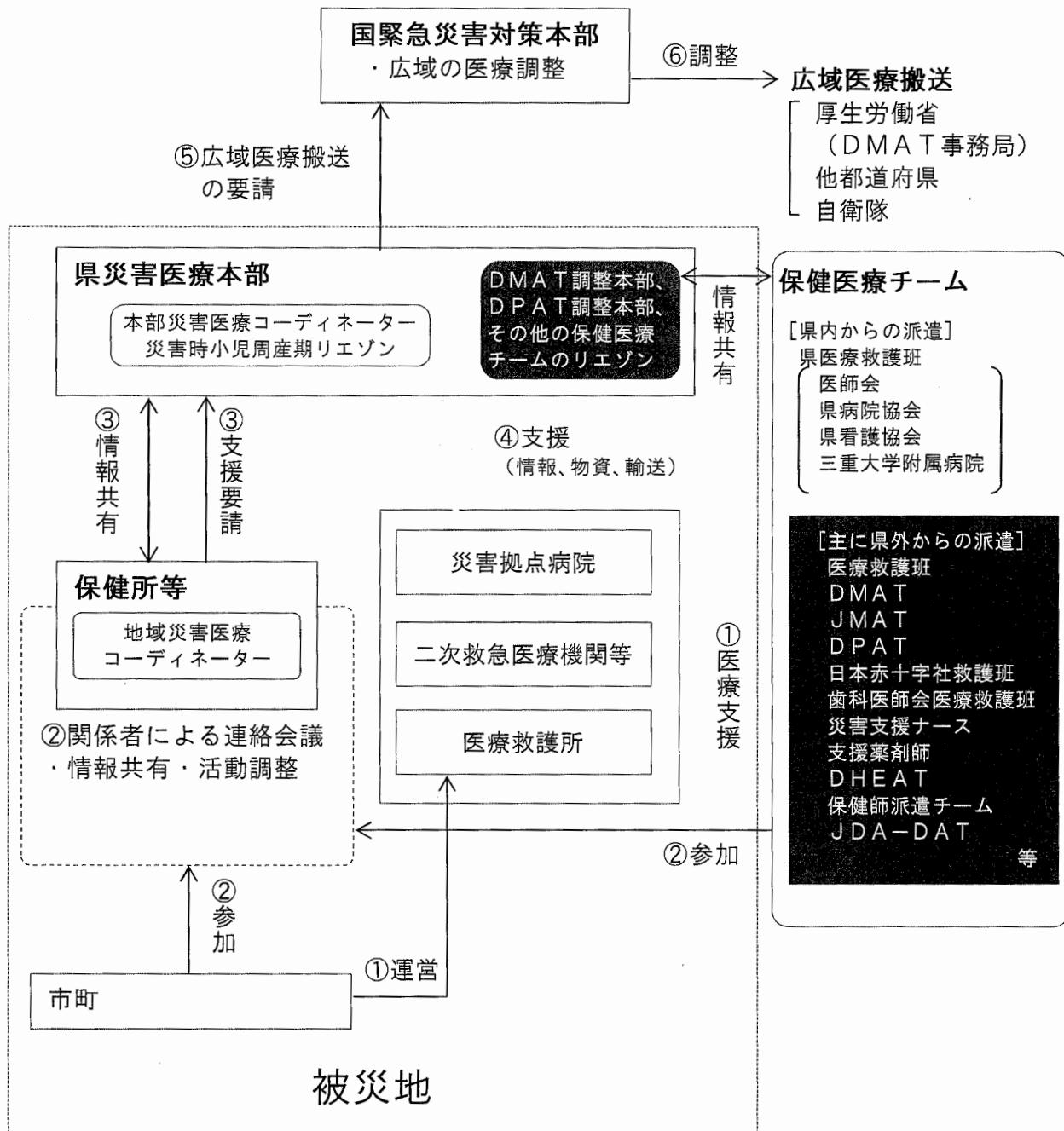
SCUは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受け入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMA Tや派遣されたDMA Tと連携して設置する。

③ 医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療チームが連携して設置・運営する。

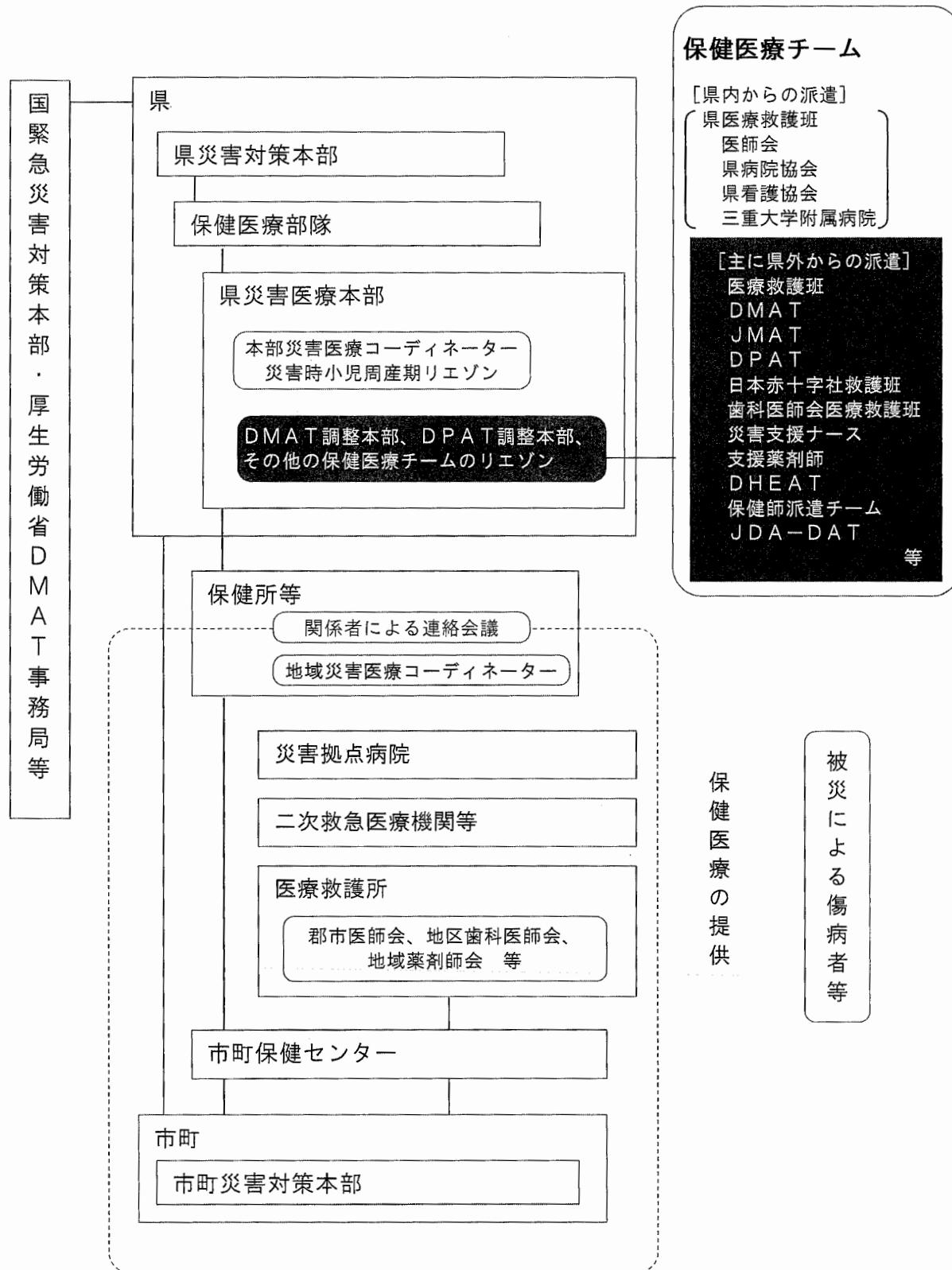
2 医療活動の流れ

図表 4-1 医療活動の流れ



第2節 関係機関の役割

図表 4-2 保健医療活動における国・県・市町・医療機関の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関		主な役割
県 庁	県災害医療本部 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の被害状況の把握 ・保健医療チームへの応援要請 ・緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・県内で活動する保健医療チームに対する支援活動の総括 ・本部災害医療コーディネーター、統括D M A T 及びD P A T 統括者と連携 ・保健医療チームの受入れと活動調整
	本部災害医療コーディネーター ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・医療本部において、地域からの情報をふまえた県全域の保健医療活動に関して助言及び支援
	災害時小児周産期リエゾン ⁷	<ul style="list-style-type: none"> ・医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報をを集め、被災地内外の医療機関と調整
	D M A T 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・D M A T の活動調整と県災害医療本部との情報共有
	D P A T 調整本部	<ul style="list-style-type: none"> ・D P A T の活動調整と県災害医療本部との情報共有
地 域	D M A T とD P A T 以外の保健医療チームのリエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する保健医療チーム（D M A T 、D P A T を除く）との連絡・調整
	保健所等 ⁸	<ul style="list-style-type: none"> ・管内における災害拠点病院等の情報収集と支援 ・地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整 ・S C U 候補地の情報収集、S C U の設置・運営
	地域災害医療コーディネーター ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援

2 国・関係機関

関係機関		主な役割
緊急災害対策本部		・広域にわたる保健医療活動の調整
厚生労働省		・広域にわたる保健医療活動の調整
全国知事会		・広域にわたる医療救護班、保健師の調整

3 市町

関係機関		主な役割
市町災害対部		<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療チームと連携 ・被災者ニーズの情報収集 ・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携

⁵県災害医療本部：県災害対策本部内に設置する保健医療部隊とほぼ同様の職員（保健医療部隊から健康福祉部長、病院事業庁長を除く）で構成

⁶本部災害医療コーディネーター：（調整中）

⁷災害時小児周産期リエゾン：（調整中）

⁸保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）

⁹地域災害医療コーディネーター：概ね保健所単位に配置

第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）

図表 4-3 保健医療チーム

保健医療チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織
D M A T	急性期の災害医療（現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省 D M A T事務局	都道府県 D M A T	三重D M A T
J M A T	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県 J M A T	三重J M A T
D P A T	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省 D P A T事務局	都道府県 D P A T	三重D P A T
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社 都道府県支部	日本赤十字社 三重県支部
歯科医師会 医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
D H E A T	(確認中)	(確認中)	(確認中)	(確認中)
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
J D A - D A T	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班 ¹⁰	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班

¹⁰ 医療救護班については、様々な支援組織による医療救護班がある。

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

医療本部は、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T、D P A T 統括者に、医療本部への協力を要請する。保健所等は、災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。

2 保健医療チームの派遣要請

医療本部は、E M I S 等により被災状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーターまたは統括DMA T、D P A T 統括者の助言を得て、E M I S やD M H I S S 等を用いて、保健医療チームに派遣要請を行う。

図表 4-4 保健医療チームの派遣要請の流れ

保健医療チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療チームの調整担当
D M A T	医療本部→厚生労働省DMA T事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	D M A T 調整本部
J M A T	医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会
D P A T	医療本部→厚生労働省D P A T 事務局→都道府県	D P A T 調整本部
日本赤十字社救護班	医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県県歯科医師会
災害支援ナース	医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
D H E A T	(確認中)	(確認中)
保健師派遣チーム	医療本部→厚生労働省または全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県医療対策局健康づくり課
J D A - D A T	医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班	医療本部→全国知事会→都道府県	三重県保健医療調整本部

第2 被災状況の収集

1 医療機関の被害状況等の収集・整理

医療本部は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被災状況や支援状況等を積極的に収集し、またEMI Sの確認、災害医療コーディネーター、統括DMA T、DPAT統括者等との情報共有により、医療機関の被災状況や、三重DMAT等の情報を収集・整理する。

保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またEMI Sの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被災状況や、三重DMAT等の待機状況を収集・整理する。

2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集

医療本部は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。

医療本部は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

医療本部は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

4 医療機関の被災状況の情報共有

医療本部は、整理した情報について、防災行政無線やEMI S等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やEMI S等を活用して、医療本部に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

図表 4-5 E M I S で共有する情報（詳細入力項目）

大項目	小項目
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院病棟（有or無） ・救急外来（有or無） ・一般外来（有or無） ・手術室（有or無）
ライフライン・サプライ状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・医療ガスの使用状況 ・医療ガスの配管破損（有or無） ・食糧の使用状況 ・医薬品の使用状況 ・不足している医薬品（自由記載）
医療機関の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・手術可否（可or不可） ・人工透析可否（可or不可）
現在の患者数状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働病床数 ・発災後受入れた患者数（重症、中等症） ・在院患者数（重症、中等症）
今後、転送が必要な患者数	<ul style="list-style-type: none"> ・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
今後、受入れ可能な患者数	<ul style="list-style-type: none"> ・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
外来受付状況、及び外来受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・外来受付状況（受付不可or救急のみor受付） ・外来受付時間
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤医師数（総数、うちD M A T隊員数） ・出勤看護師数（総数、うちD M A T隊員数） ・その他出勤人数（総数、うちD M A T隊員数）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由記載

5 S C U候補地の被災状況の把握と情報共有

医療本部は、S C U候補地について、保健所等を通じて被災状況を把握する。S C U候補地の被災状況によっては、代替候補地を確保する。

津及び伊勢の保健所は、S C U候補地について、現地確認または県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被災状況を把握し、速やかに医療本部へ報告する。

医療本部は、把握した情報を保健医療チームの調整員と共有する。

6 医薬品備蓄場所の被災状況の把握と情報共有

県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品を備蓄している。

医療本部は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被災状況の報告を受け、医薬品備蓄場所の被災状況を把握する。

医療本部は、把握した情報を保健医療チームの調整員と共有する。

第4章 医療活動に関する計画／初動

図表 4-6 県による医薬品の備蓄状況

備蓄内容	備蓄方法
外科系医薬品	三重県医薬品卸業協会に委託して5地域（北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲）に、県直轄で3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）に備蓄
内科系救急疾患用 医薬品	災害拠点薬局（一部の医薬品は三重県医薬品卸業協会）に委託して 備蓄

第4節 受入れ調整

第1 保健医療チームの活動方針の決定

医療本部は、防災行政無線やEMIS等を活用して、医療機関やSCU候補地、医薬品備蓄場所の被災状況等を収集する。

医療本部は、これらの情報と被害状況をふまえ、保健医療チームの活動方針を決定する。

第2 保健医療チームの受入れ

1 DMA Tの受入れ

医療本部は、保健所等からの情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMA T、DPAT統括者等と連携して、保健医療チームの受入れと活動調整を行う。

DMA T調整本部及びD PAT調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。

DMA Tの受入れ準備として、県やその周辺の高速道路のSA・PA・IC・近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しDMA T参集拠点候補地として厚生労働省DMA T事務局等と情報を共有する。

医療本部は、統括DMA T等と相談しDMA T調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括DMA T等と相談しDMA T活動拠点本部を指定する。

県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMA Tと連携しSCUを決定する。

2 その他の保健医療チームの受入れ

医療救護班等、その他の保健医療チームの受入れ準備として、医療本部と各保健所等は、支援に来た保健医療チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療チームに対応する。

市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療チームと連携する。

※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、DMA T調整本部と被災地DMA T活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。

第4章 医療活動に関する計画／受け入れ調整

図表 4-7 保健医療チームの県内での主な活動場所

保健医療チーム	県内での主な活動場所	各保健医療チームの調整担当
D M A T	災害拠点病院、S C U、災害現場、地域広域医療搬送	D M A T調整本部
J M A T	医療救護所、病院診療所	三重県医師会
D P A T	医療救護所、精神科病院診療所	D P A T調整本部
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、病院診療所	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会 医療救護班	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県県歯科医師会
災害支援ナース	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県看護協会
支援薬剤師	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県薬剤師会
D H E A T	(確認中)	(確認中)
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	三重県医療対策局健康づくり課
J D A - D A T	避難所、病院診療所	三重県栄養士会
医療救護班	医療救護所、病院診療所	三重県保健医療調整本部

第5節 支援活動及び調整

第1 関係者による連絡会議の開催

1 医療本部と保健医療チームとの情報共有

医療本部は、保健医療チームの調整員と情報を共有する。

2 保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催

保健所等は、被災現地の保健医療状況の情報を共有する場として関係者による連絡会議を開催する。

保健所等が機能不全に陥った場合は、派遣された三重D M A Tや医療救護班が連絡会議の開催を調整する。

市町災害対策本部は連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療チームと情報を共有する。

また、介護分野との連携を図るため、県地方災害対策部被災者支援班は、連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。

図表 4-8 連絡会議の開催例

連絡会議の開催例	
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、都市医師会館等
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定
内容	被災者の保健医療需要、現地保健医療の被災状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検査の状況等の確認と情報共有

第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

（1）SCUの設置

医療本部は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓閉の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMA Tと連携しSCUを決定する。

SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMA T事務局、近隣の災害拠点病院、該当する県地方災害対策部（保健所）に連絡して、設置運営の協力を求める。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所へ職員を派遣し、SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMA Tや派遣されたDMA Tと連携し、SCUを運営する。

被災地内のSCUは、基本的に近くの災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するための拠点である。医療本部は、このために必要な人員の配置、資機材・物資の配備を行う。

広域医療搬送の実施にあたって、医療本部、自衛隊、消防機関等は、SCUにリエン等を配置する。

（2）医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

医療本部は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、医療本部は緊急災害対策本部に支援を要請する。

患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に適用する。

2 広域医療搬送

（1）広域医療搬送

医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。

広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

図表 4-9 広域医療搬送の対象患者

- ・集中治療管理が必要な病態、手術等侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者

(2) 広域医療搬送の実施

医療本部は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。

国の緊急災害対策本部は、被災状況に応じ、医療本部、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のＳＣＵを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

3 地域医療搬送

(1) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(2) 地域医療搬送の実施

医療本部と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、ＤＭＡＴ、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとＤＭＡＴとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠に、患者搬送の緊急性に応じた搬送手段を確保・調整する。

陸上搬送が困難な場合は、医療本部と保健所等は、ドクターへリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターへリや防災へリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。

第4章 医療活動に関する計画／支援活動及び調整

第5章

物資調達 に関する計画

目 次

第5章 物資調達に関する計画	73
第1節 要旨	73
第1 目的	73
第2 計画に基づく活動期間	73
第3 概要	75
第2節 関係機関の役割	78
第1 指揮または調整を行う機関	79
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	79
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	80
第3節 初動	81
第1 応援要請	81
第2 被災状況の収集	82
第4節 受入れ調整	83
第1 広域物資輸送拠点の確保	83
第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け	84
第5節 支援活動及び調整	86
第1 地域内輸送拠点への輸送	86
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	89
第3 応急給水にかかる受援活動	90

第5章 物資調達に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、家庭等の備蓄物資が数日で枯渇する一方、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このような想定の下、国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施する。

この「物資調達に関する計画」では、こうした支援物資を円滑に受入れるとともに被災者に届けることを目的として、広域物資輸送拠点（県物資拠点）及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）、支援物資の市町配分計画をあらかじめ定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援及び支援活動等について定める。

また、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応として、流通備蓄や孤立地域発生時に備えたセーフティネット備蓄による対応について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、国のプッシュ型支援が行われる間とする。（災害発生後3日目までを含む）

第5章 物資調達に関する計画／要旨

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	応援要請
	国のプッシュ型支援にかかる調整
	拠点の被災状況の収集
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	情報共有
	広域物資輸送拠点の確保
	拠点機能・資機材の確保
	人員の確保
	セーフティネット備蓄支援実施の決定
	セーフティネット備蓄の輸送
	流通備蓄に関する情報収集
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	流通備蓄の要請
	支援物資に関する情報の収集
	流通備蓄の輸送
	プッシュ型支援物資の受入れ・仕分け等
	県による地域内輸送拠点へのプッシュ型支援物資輸送
	輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請
	物資輸送に関する情報収集と共有
	市町配分計画の決定
	市町による物資の輸送等

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

県及び市町は、平時より物資や救援資機材等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行い、発災後3日目までは、住民、市町及び県の備蓄物資で対応する。

発災後1～2日間は、市町による備蓄物資での対応を想定し、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合は、県は、セーフティネット¹¹として備蓄した現物備蓄を供給する。

発災後3日目は、県の流通備蓄¹²の供給による対応を行う。

発災後4日目以降、国は避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資の必要量を県の要請を待たずに、広域物資拠点（県物資拠点）に対して輸送を行う。県は輸送された物資を受入れて、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。

図表 5-1 県と市町の役割分担イメージ



2 活動拠点

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

広域物資輸送拠点とは、国等からの調整によって供給するされる物資を県が受け入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

地域内輸送拠点（市町物資拠点）とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を市町が受け入れ、避難所に向けて物資を送り出すために設置する拠点。

(3) 民間物資拠点

民間物資拠点とは、広域物資輸送拠点が被災し活用できない場合等を想定し、予め代替拠点として確保した民間物流施設。また、民間物資拠点は、広域物資輸送拠点と

¹¹ セーフティネット備蓄：孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

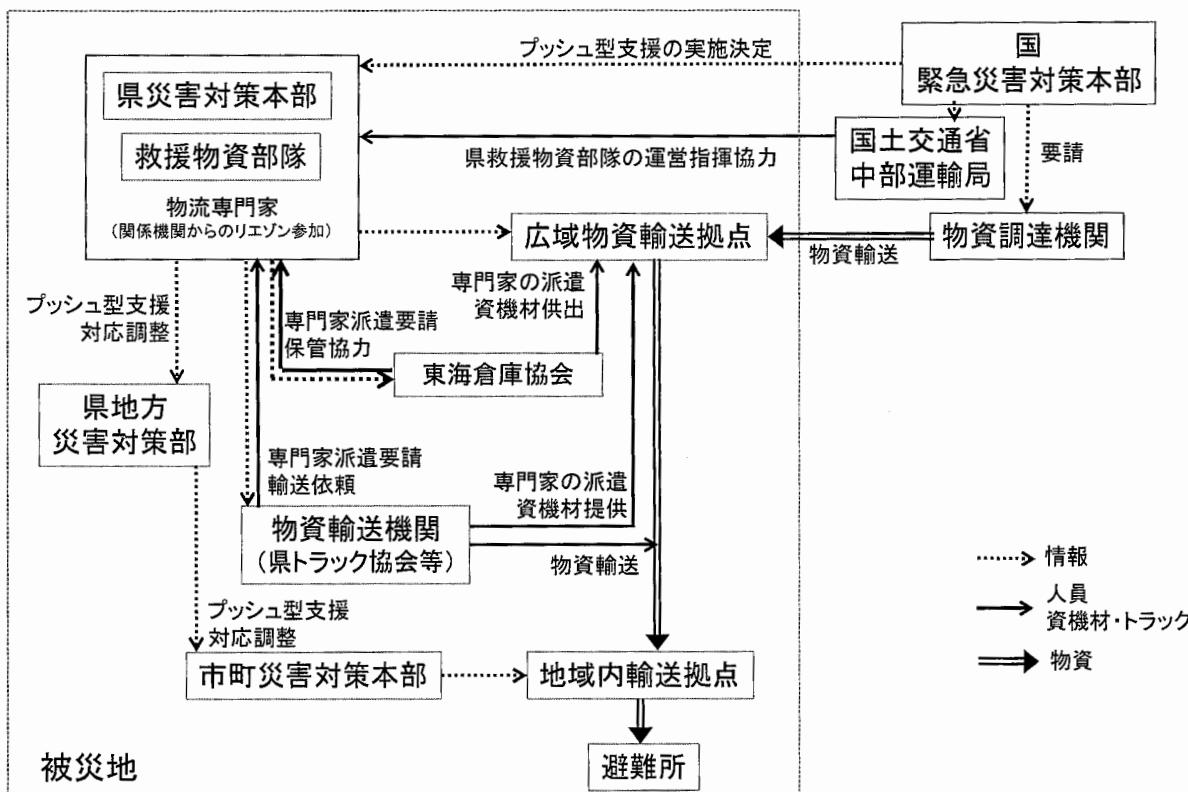
¹² 流通備蓄：県と流通事業者との締結により、災害時に調達する備蓄物資。県は、流通事業者を通じて、食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、市町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

しての活用だけでなく、市町の地域内輸送拠点の代替拠点としての活用も想定する。

3 物資調達活動の流れ

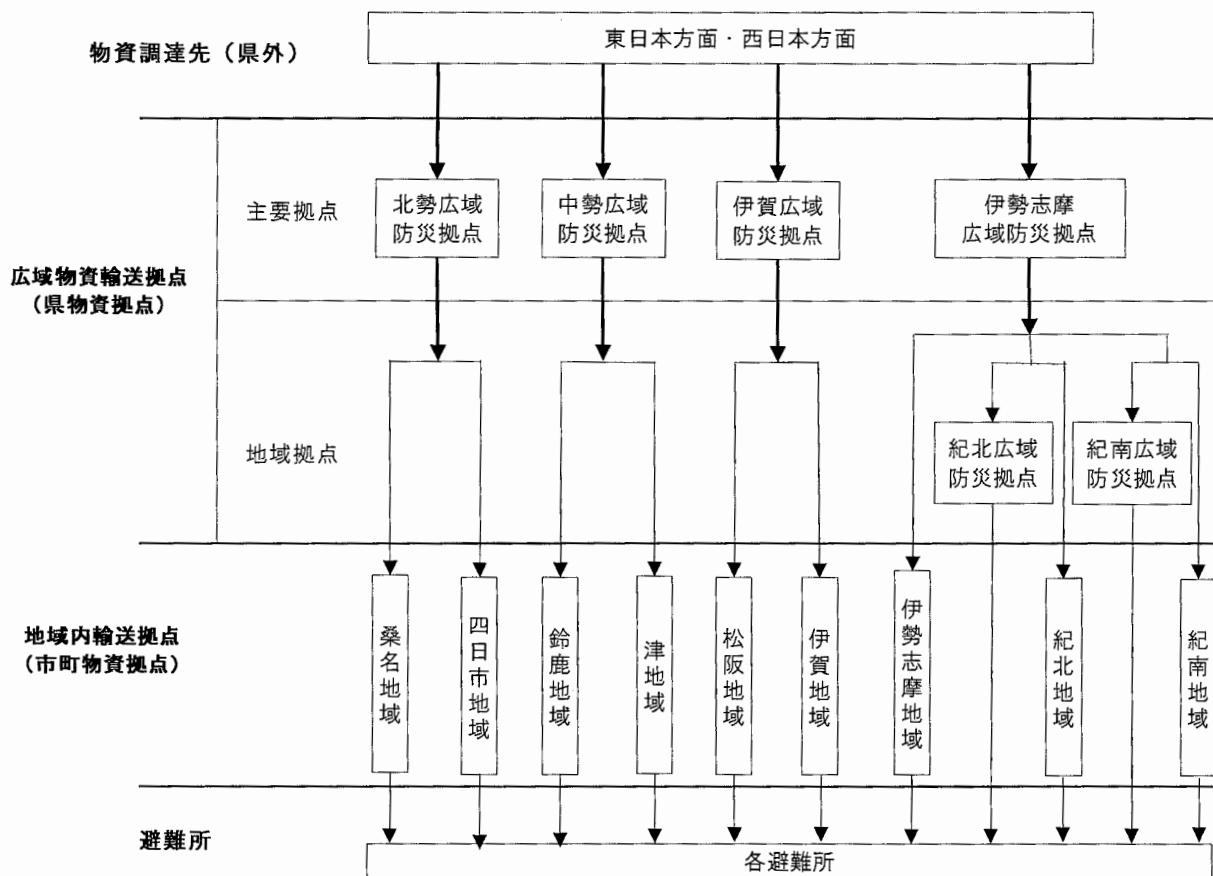
県救援物資部隊は、災害発生後、県救援物資部隊の体制を整え、広域物資輸送拠点を確保し、国からのプッシュ型支援の物資を受入れ、市町への物資輸送を行う一連の業務について、下記の手順に沿って行う。

図表 5-2 プッシュ型支援時の関係機関の対応の流れ



4 国によるプッシュ型支援の物資調達の流れ

図表 5-3 物資調達の流れ



【広域物資輸送拠点（県物資拠点）の分類】

主要拠点

国からのプッシュ型支援物資を含む支援物資を受入れる拠点としての役割を担う。

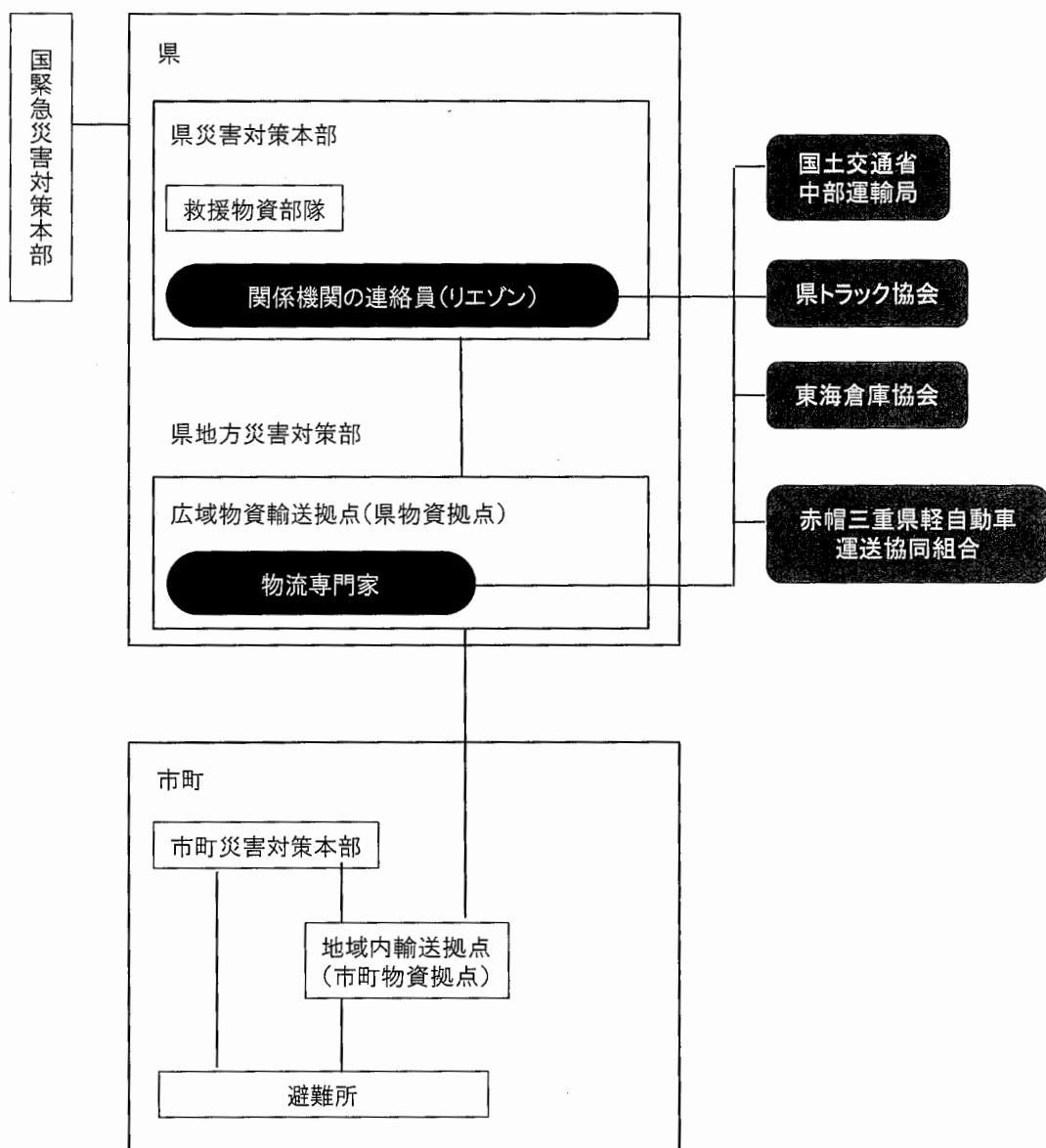
地域拠点

流通備蓄の運用を担うとともに、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の能力を超えた場合や地域内輸送拠点（市町物資拠点）が被災して使用できない場合の代替拠点としての役割を担う。

※東紀州（紀北・紀南）拠点の2拠点は、大型車（10t車）による運用が困難なこと、物流専門家の応援を早期に受けにくいくこと等を考慮し、地域拠点として位置づける。

第2節 関係機関の役割

図表 5-4 物資調達における国・県・市町の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の被害状況の把握 ・緊急輸送ルートの被害状況・啓閉状況の情報収集と共有 ・物流専門家等の人員確保、救援物資活動の為の資機材及び車両の確保 ・国プッシュ型支援物資の受入、地域内輸送拠点への輸送 ・流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・広域物資輸送拠点が不足する場合の民間物資拠点の代替確保
県地方災害対策部 救援物資担当	<ul style="list-style-type: none"> ・広域物資輸送拠点の確保・運営 ・入出庫管理、在庫管理 ・市町災害対策本部との連絡・調整

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な物資調達の調整
国土交通省 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・県救援物資部隊へのリエゾン派遣 ・県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のニーズ収集 ・協定締結先からの支援物資の調達 ・県地方災害対策部と連携した支援物資の調達 ・地域内輸送拠点の開設・運営 ・支援物資の受入れ、避難所までの輸送

第2 物資支援活動を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の輸送（大型・中型トラック） ・資機材の提供 ・物流専門家、リエゾンの派遣
赤帽三重県軽自動車運送協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の輸送（軽自動車）
東海倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の保管 ・資機材の提供 ・物流専門家、リエゾンの派遣
協定締結団体	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達・供給

第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体（スーパー、コンビニ等）	・災害発生後3日目の流通備蓄物資の輸送

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

県救援物資部隊物資支援班は、国土交通省中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等に対して物流専門家（リエゾン）の派遣要請を行う。

また、広域物資輸送拠点の運営に必要な人員の確保の必要があるため、救援物資支援班は、県トラック協会、東海倉庫協会に対して、物資保管のレイアウトの立案、入荷・出荷に関する物流の専門家の派遣を要請する。

2 国のプッシュ型支援にかかる調整

国の具体計画による対応が開始された場合、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資のうち、発災後4日目から7日目までの必要量については、国から県の要請を待たずにプッシュ型支援により供給が行われるため、県救援物資部隊は、プッシュ型支援物資の品目、数量、到着日時等について、国の緊急災害対策本部と調整の上、受入れを行う。

県救援物資部隊は、できる限り早期に、被災市町から必要な物資の品目、数量等を把握し、要請に基づき実施されるプル型支援に切り替えるものとする。

第2 被災状況の収集

1 拠点の被災状況の収集

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点の被災状況の収集を行う。

県地方災害対策部物資担当は、物資拠点内の備蓄物資・資機材の状況、またプッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点としての活用の可否について、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、県地方災害対策部を通じて市町から地域内輸送拠点の被災状況、開設状況を確認する。

(3) 民間物資拠点

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点の被害情報や地域内輸送拠点の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から活用する拠点を抽出し、当該拠点の被災状況や稼働状況等を確認する。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町物資担当課、関係団体等と共有する。

3 情報共有

県救援物資部隊は、収集した情報について、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会とリエゾンを通じて共有を行う。

第4節 受入れ調整

第1 広域物資輸送拠点の確保

1 広域物資輸送拠点の確保

県地方災害対策部物資担当は、県救援物資部隊の指示の下、広域物資輸送拠点の確保を行い、支援物資の受入れ体制を整える。

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点の被害情報や地域内輸送拠点の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から、活用する拠点を抽出し利用調整を行う。

利用調整は協定に基づき実施し、県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業に対して拠点の使用期間等を報告し、物資拠点としての運用を開始する。

県救援物資部隊物資支援班は、利用調整の結果、活用したこととなった民間物資拠点について、県災害対策本部内及び中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等と共有する。

図表 5-5 広域物資輸送拠点

名称	所在地住所	敷地面積 (m ²)	上屋	床面積 (m ²)	駐車スペース面積 (m ²)
北勢拠点	四日市市中村町2281-2	13,384	有	1,260	6,737
伊勢志摩拠点	伊勢市朝熊町字東谷3477-15	35,732	有	1,184	15,233
(県営サンアリーナ)	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4	—	有	3,489	—
伊賀拠点	伊賀市荒木1856	32,282	有	959	12,333
中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	—
(消防学校屋内訓練場他)	"	46,455	有	1,543	9,000
東紀州(紀北)拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280
東紀州(紀南)拠点	熊野市久生屋町1330-2	12,280	有	495	1,525

※東紀州(紀北・紀南)拠点の2拠点は、地域拠点として位置づける。

第5章 物資調達に関する計画／受入れ調整

2 拠点機能・資機材の確保

県地方災害対策部物資担当は、広域物資輸送拠点における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資支援班に報告する。

県救援物資部隊物資支援班は、各広域物資輸送拠点で不足した資機材等については、協定締結先である県トラック協会、東海倉庫協会から調達する。

3 人員の確保

広域物資輸送拠点の作業指揮等を行う物流専門家については、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等に対して、県救援物資部隊物資支援班が派遣要請を行う。

広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け作業を行う人員については、県総括部隊応援・受援班（一般事務職員）が他県等に派遣要請し、自治体応援職員を確保する。

第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け

1 支援物資に関する情報の収集

県救援物資部隊物資活動班は、発災の時期や広域物資輸送拠点の確保状況等をふまえ、国ブッシュ型支援物資の品目・数量・到着日時等について、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して情報を収集する。

2 支援物資の受入れ・仕分け等

県地方災害対策部物資担当は、支援物資及び調達した物資等を効果的に配達するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。

広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力を得て効果的な供給体制を構築する。特に、物資保管のレイアウトの立案や、入荷・出荷の進行管理等については、協定締結先からの物流専門家の協力を得る。

3 プッシュ型支援の供給量

あらかじめ国の具体計画で定められた国のプッシュ型支援物資の供給量は、次表のとおりである。

(1) 食糧

図表 5-6 食糧の供給量

拠点	地域	食料(食)				
		4日後	5日後	6日後	7日後	計
北勢	桑名	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933
	四日市	188,843	199,107	209,371	219,635	816,956
	計	258,518	275,487	292,457	309,427	1,135,889
中勢	鈴鹿	119,062	126,065	133,068	140,071	518,266
	津	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275
	計	336,092	342,288	348,483	354,678	1,381,541
伊賀拠点	松阪	205,637	206,261	206,887	207,510	826,295
	伊賀市	29,865	33,907	37,950	41,992	143,714
	計	235,502	240,168	244,837	249,502	970,009
伊勢志摩	伊勢志摩	379,672	376,337	373,001	369,665	1,498,675
	尾鷲	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611
	熊野	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397
具体計画記載数量		1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000

(2) その他

図表 5-7 その他の供給量

拠点	地域	毛布 (枚)	育児用調製 粉乳 (g)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレットペー パー(巻)	生理用品 (枚)
北勢	桑名	36,229	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
	四日市	79,174	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
	計	115,403	359,129	62,957	12,626	1,120,101	56,798	77,303
中勢	鈴鹿	60,173	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
	津	100,235	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	計	160,408	436,797	76,570	15,351	1,614,137	69,078	94,019
伊賀	松阪	93,990	261,248	45,797	9,183	814,813	41,317	56,234
	伊賀	11,710	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
	計	105,700	306,685	53,763	10,781	956,527	48,504	66,015
伊勢志摩	伊勢志摩	126,813	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,937	101,992
	尾鷲	38,053	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
	熊野	8,210	41,226	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875
	計	173,076	614,210	107,671	21,593	1,915,686	97,140	132,210
具体計画記載数量		603,183	1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386

第5節 支援活動及び調整

第1 地域内輸送拠点への輸送

1 県による地域内輸送拠点への物資輸送

県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に支援物資を受入れ、仕分けをした支援物資について、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て、確保状況が確認できた地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。

2 輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請

県救援物資部隊物資支援班は、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請する。

県救援物資部隊物資支援班は、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被災状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

3 物資輸送に関する情報の収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの啓閉状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス供給担当）から利用可能な給油所の情報を収集する。

県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する。

県救援物資部隊物資支援班は、収集した情報について、県地方災害対策部を通じて、市町災害対策本部に情報提供を行う。

4 市町配分計画

県救援物資部隊物資支援班は、図表5-10「市町配分計画」を基本に、避難所避難者数等の判明に応じ、市町への配分量を設定する。

県救援物資部隊物資活動班は、図表5-11「市町配分計画に対する車両台数」を基本に、当該物資量に相当する市町別の車両台数（4トントラック換算）を設定し、県トラック協会等へ要請する。

5 市町による物資の輸送等

市町災害対策本部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を受入れ、避難所等までの輸送を行う。（三重県ラストワンマイル検討会で検討中）

第5章 物資調達に関する計画／支援活動及び調整

図表 5-8 市町配分計画（[条件] 陸側一ケース①、冬18時、風速8m）

地域	市町	避難所避難者数（国被害想定）				食料（食）					毛布 (枚)	毛布備蓄量 H28. 4. 1	育児用調製 粉乳 (g)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレットペー バー(巻)	生理用品 (枚)
		4日後	5日後	6日後	7日後	4日後	5日後	6日後	7日後	計								
桑名	桑名市	14,158	15,278	16,398	17,519	50,968	55,001	59,034	63,067	228,070	30,099	4,939	72,108	12,641	2,535	224,901	11,404	15,521
	いなべ市	2,355	2,781	3,208	3,634	8,479	10,014	11,549	13,083	43,125	4,414	2,855	13,634	2,390	480	42,524	2,157	2,935
	木曽岬町	1,200	1,267	1,334	1,401	4,322	4,563	4,804	5,046	18,735	0	4,952	5,923	1,039	209	18,474	937	1,276
	東員町	1,640	1,889	2,139	2,388	5,906	6,802	7,699	8,596	29,003	1,716	3,060	9,170	1,608	323	28,599	1,451	1,974
	小計	19,353	21,216	23,079	24,942	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933	36,229	15,806	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
四日市	四日市市	45,463	47,815	50,167	52,520	163,667	172,135	180,603	189,072	705,477	73,540	31,500	223,048	39,099	7,839	695,677	35,274	48,011
	蘿野町	2,322	2,703	3,084	3,465	8,361	9,732	11,104	12,475	41,672	2,905	4,026	13,175	2,310	464	41,092	2,084	2,836
	朝日町	1,306	1,409	1,512	1,614	4,704	5,073	5,442	5,811	21,030	2,729	500	6,649	1,166	234	20,736	1,052	1,431
	川越町	3,364	3,379	3,395	3,410	12,111	12,167	12,222	12,277	48,777	0	13,620	15,422	2,704	542	48,098	2,439	3,320
	小計	52,456	55,307	58,158	61,009	188,843	199,107	209,371	219,635	816,956	79,174	49,646	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
鈴鹿	鈴鹿市	29,207	30,710	32,213	33,717	105,145	110,557	115,969	121,381	453,052	55,690	11,744	143,240	25,110	5,034	446,759	22,653	30,832
	亀山市	3,866	4,308	4,750	5,191	13,917	15,508	17,099	18,690	65,214	4,483	5,900	20,618	3,615	725	64,306	3,261	4,438
	小計	33,073	35,018	36,963	38,908	119,062	126,065	133,068	140,071	518,266	60,173	17,644	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
津	津市	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	小計	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
松阪	松阪市	45,508	45,467	45,426	45,385	163,828	163,681	163,534	163,386	654,429	77,090	13,680	206,909	36,270	7,272	645,338	32,722	44,537
	多気町	2,875	3,017	3,158	3,300	10,350	10,860	11,371	11,882	44,463	4,106	2,495	14,058	2,465	495	43,844	2,224	3,026
	明和町	7,147	7,136	7,125	7,114	25,730	25,690	25,650	25,609	102,679	11,778	2,450	32,464	5,691	1,141	101,252	5,134	6,988
	大台町	1,591	1,675	1,759	1,842	5,729	6,030	6,332	6,633	24,724	1,016	2,669	7,817	1,371	275	24,379	1,237	1,683
	小計	57,121	57,294	57,468	57,641	205,637	206,261	206,887	207,510	826,295	93,990	21,294	261,248	45,797	9,183	814,813	41,317	56,234
伊賀	伊賀市	5,950	6,645	7,339	8,033	21,422	23,921	26,421	28,921	100,685	6,228	9,839	31,833	5,581	1,119	99,285	5,035	6,852
	名張市	2,345	2,774	3,202	3,631	8,443	9,986	11,529	13,071	43,029	5,482	1,780	13,604	2,385	479	42,429	2,152	2,929
	小計	8,295	9,418	10,541	11,664	29,865	33,907	37,950	41,992	143,714	11,710	11,619	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
伊勢志摩	伊勢市	58,106	57,384	56,661	55,939	209,183	206,582	203,981	201,380	821,126	54,492	57,386	259,613	45,509	9,124	809,721	41,057	55,881
	鳥羽市	8,837	8,700	8,563	8,425	31,813	31,319	30,826	30,332	124,290	11,715	5,136	39,296	6,889	1,381	122,562	6,215	8,459
	志摩市	22,605	22,320	22,036	21,751	81,378	80,354	79,329	78,305	319,366	39,437	4,066	100,973	17,700	3,549	314,929	15,969	21,734
	玉城町	3,245	3,361	3,477	3,593	11,681	12,100	12,518	12,937	49,236	5,647	1,540	15,566	2,729	548	48,550	2,462	3,351
	度会町	1,732	1,796	1,861	1,925	6,237	6,468	6,699	6,930	26,334	1,330	2,520	8,325	1,460	293	25,965	1,317	1,792
	大紀町	2,273	2,274	2,276	2,277	8,183	8,188	8,193	8,198	32,762	1,545	3,010	10,359	1,816	365	32,307	1,639	2,230
	南伊勢町	8,666	8,702	8,773	8,773	31,197	31,326	31,455	31,583	125,561	12,647	4,900	39,698	6,959	1,396	123,816	6,278	8,545
尾鷲	小計	105,464	104,537	103,610	102,684	379,672	376,337	373,001	369,665	1,498,675	126,813	78,558	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,937	101,992
	尾鷲市	10,389	10,359	10,329	10,299	37,400	37,292	37,184	37,076	148,952	17,855	2,743	47,094	8,256	1,656	146,884	7,448	10,137
	紀北町	11,303	11,391	11,478	11,566	40,692	41,007	41,322	41,638	164,659	20,198	2,934	52,060	9,126	1,830	162,371	8,233	11,206
熊野	小計	21,692	21,750	21,807	21,865	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611	38,053	5,677	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
	熊野市	5,031	5,090	5,149	5,208	18,114	18,325	18,537	18,749	73,725	3,861	6,555	23,309	4,086	820	72,699	3,687	5,018
	御浜町	1,606	1,682	1,758	1,834	5,782	6,055	6,329	6,603	24,769	1,661	2,008	7,831	1,373	276	24,424	1,239	1,686
	紀宝町	2,257	2,229	2,202	2,174	8,125	8,025	7,926	7,827	31,903	2,688	1,660	10,086	1,768	355	31,458	1,596	2,171
	小計	8,894	9,001	9,109	9,216	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397	8,210	10,223	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875	
	計	366,633	373,603	380,573	387,542	1,319,897	1,344,984	1,370,076	1,395,165	5,430,122	554,587	230,805	1,716,821	300,961	60,351	5,606,451	271,520	369,547
	具体計画記載数量	370,000	376,666	383,333	390,000	1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000	603,183		1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386

図表 5-9 市町配分計画に対する車両台数

地域	市町	食料（食）	車両 台数	毛布 (枚)	育児用調製 粉乳 (g)		乳児・小児 用おむつ (枚)	車両 台数	大人用 おむつ (枚)	車両 台数	トイレ (回)	車両 台数	車両台数		
					車両 台数	車両 台数							総計	1日当たり (×1/5)	
桑名	桑名市	228,070	15	29,571	50	72,108	1	12,641	8	2,535	2	224,901	19	95	19
	いなべ市	43,125	3	5,269	9	13,634	1	2,390	2	480	1	42,524	4	20	4
	木曽岬町	18,735	2	13	1	5,923	1	1,039	1	209	1	18,474	2	8	2
	東員町	29,003	2	1,256	3	9,170	1	1,608	1	323	1	28,599	3	11	2
四日市	四日市市	705,477	44	88,070	147	223,048	1	39,099	22	7,839	5	695,677	58	277	55
	菰野町	41,672	3	2,905	5	13,175	1	2,310	2	464	1	41,092	4	16	3
	朝日町	21,030	2	2,729	5	6,649	1	1,166	1	234	1	20,736	2	12	2
	川越町	48,777	4	1,291	3	15,422	1	2,704	2	542	1	48,098	5	16	3
鈴鹿	鈴鹿市	453,052	28	58,544	98	143,240	1	25,110	14	5,034	3	446,759	38	182	36
	亀山市	65,214	5	5,383	9	20,618	1	3,615	3	725	1	64,306	6	25	5
津	津市	863,275	54	102,444	171	272,939	1	47,845	27	9,592	6	1,103,072	92	351	70
松阪	松阪市	654,429	41	80,865	135	206,909	1	36,270	21	7,272	5	645,338	54	257	51
	多気町	44,463	3	5,901	10	14,058	1	2,465	2	495	1	43,844	4	21	4
	明和町	102,679	7	11,778	20	32,464	1	5,691	4	1,141	1	101,252	9	42	8
	大台町	24,724	2	1,045	2	7,817	1	1,371	1	275	1	24,379	3	10	2
伊賀	伊賀市	100,685	7	6,240	11	31,833	1	5,581	4	1,119	1	99,285	9	33	7
	名張市	43,029	3	3,882	7	13,604	1	2,385	2	479	1	42,429	4	18	4
伊勢志摩	伊勢市	821,126	51	95,447	160	259,613	1	45,509	26	9,124	6	809,721	68	312	62
	鳥羽市	124,290	8	12,605	22	39,296	1	6,889	4	1,381	1	122,562	11	47	9
	志摩市	319,366	20	39,944	67	100,973	1	17,700	10	3,549	2	314,929	27	127	25
	玉城町	49,236	4	5,647	10	15,566	1	2,729	2	548	1	48,550	5	23	5
	度会町	26,334	2	1,330	3	8,325	1	1,460	1	293	1	25,965	3	11	2
	大紀町	32,762	3	1,555	3	10,359	1	1,816	2	365	1	32,307	3	13	3
	南伊勢町	125,561	8	17,347	29	39,698	1	6,959	4	1,396	1	123,816	11	54	11
	尾鷲市	148,952	10	17,028	29	47,094	1	8,256	5	1,656	1	146,884	13	59	12
熊野	紀北町	164,659	11	19,862	34	52,060	1	9,126	6	1,830	2	162,371	14	68	14
	熊野市	73,725	5	7,446	13	23,309	1	4,086	3	820	1	72,699	7	30	6
	御浜町	24,769	2	1,749	3	7,831	1	1,373	1	276	1	24,424	3	11	2
	紀宝町	31,903	2	2,721	5	10,086	1	1,768	1	355	1	31,458	3	13	3
	1台あたり積載数量(4tトラック)	16,200		600		2,660,000		1,800		1,800		12,000			

*注意：上表に示す車両台数は、入荷車両のみ。

*広域物資輸送拠点（県物資拠点）から地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対しては、発災3日目～7日目の計5日間にわたり、国ブッシュ型支援物資を搬送する。

第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

1 県による流通備蓄のプッシュ型支援

(1) 流通備蓄に関する情報収集

県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業等¹³から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。

(2) 流通備蓄の要請

流通備蓄については、被災市町からの要請を待たずにプッシュ型で支援を行うため、県救援物資部隊物資活動班は、設定した配分量に基づき、流通備蓄にかかる協定締結企業等に物資提供の要請を行う。

(3) 流通備蓄の配分量

流通備蓄について、県救援物資部隊物資支援班は、被害想定に基づき作成した市町配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき、市町への配分量を設定する。

(4) 流通備蓄の輸送

流通備蓄の輸送については、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合には、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保次第、地域内輸送拠点に対して輸送を行う。

2 セーフティネット備蓄支援

(1) セーフティネット備蓄支援の実施の決定

県災害対策本部は、航空偵察による孤立地域の発生状況と被災市町からの情報により、対応策を検討する。物資支援が必要と判断した場合にはセーフティネット備蓄による支援の実施を決定する。

(2) セーフティネット備蓄の供給の準備

県救援物資部隊物資支援班は、県災害対策本部の決定を受け、被災市町からの情報（要請物資・配送場所等）に基づき、搬出する物資拠点と搬出する現物備蓄の種類と量を決定する。

¹³協定締結企業の流通備蓄…「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における飲料調達に関する協定」「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」「救助用副食等の調達に関する協定」「生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における生活必需品などの調達に関する協定」等により確保している支援物資（備蓄量・備蓄場所等は対外非公表）

第5章 物資調達に関する計画／支援活動及び調整

(3) セーフティネット備蓄の輸送

セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。

航空機を利用した輸送を行う際は、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行い、県総括部隊救助班（航空担当）の調整の下、拠点での物資の受入時間等、関係機関間で輸送計画を策定し実施する。

また、輸送計画については、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。

第3 応急給水にかかる支援活動

1 被害情報等の収集及び市町における応急給水活動

(1) 被害情報等の収集

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び水道事業者に対し、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況の情報を収集し、市町の応援要請の有無を把握する。

(2) 市町における応急給水活動

市町は、配水池の緊急遮断弁等によって確保された水量について把握し、給水車両を使用して被災者に給水活動を行うとともに、給水車両等が不足する場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請する。

2 応援要請

(1) 県内での対応

県被災者支援部隊水道応援班は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内5ブロック内（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州、伊賀）で応援要請のあった水道事業者への対応の可否を、それぞれの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）に確認する。

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対する給水車両の不足など、ブロック内の水道事業者の資機材や人員では対応が困難と判断した場合、給水車両等の要請についてブロックを越えて他の水道事業者に対して応援を要請する。

(2) 県外への要請

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対して県内の水道事業者のみの対応では困難と判断した場合、日本水道協会三重県支部（津市水道局）を通じて、日本水道協会に対して、県外水道事業者の応援を要請する。

3 県外からの支援に対する支援活動

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び水道事業者から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部（津市水道局）と情報共有を行う。

日本水道協会三重県支部（津市水道局）は、県外水道事業者から示された支援を整理

し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決定する。

県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓閉状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部（津市水道局）を通じて県外水道事業者へ情報提供を行う。

【平成28年熊本地震における事例】

プッシュ型支援

国は被災県からの要請を待つことなく必要と思われる物資を被災地に送り込む、いわゆる「プッシュ型支援」を平成28年4月16日から開始した。その後、4月23日にはプッシュ型からプル型へ切り替え、5月6日までに食料約278万食、水24万本等の支援を行った。

〈プッシュ型物資の内容〉

物資の種類	数量
毛布	約42,300枚
日用品	約53,000箱
飲料水	約1,003,000本
食料品	約1,755,300食

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月：熊本県)

プル型支援への移行

発災直後から、必要な物資が大量かつ迅速に供給されたことにより、1週間が経過した段階で当面の物資の不足は解消されたが、一方で、時間の経過に伴い、物資についての被災者ニーズが次第に多種・多様化した。

このため、国は、4月23日から被災者ニーズに応じたプル型支援に切り替えるとともに、4月28日からはタブレット端末(iPad)を活用した物資要請システム(日本IBMが東日本大震災の際に開発したシステムの一部)の運用を開始し、物資の供給効率の向上を図った。

(資料) 「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

専門家派遣の受入れが重要

熊本地震では、受入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、専門家のノウハウの活用が有効である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、専門家派遣の受入れを想定した事前準備、対応が有効である。

(資料) 「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

民間物資拠点の活用

物資集積拠点としていたグランメッセ熊本が被災し、県内倉庫も被災していたため、代替倉庫の確保に時間を要した。県倉庫協会の協力を得て、平成28年4月20日から4月25日にかけて合志市等計3つの倉庫を拠点として確保した。

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月：熊本県)

【平成28年熊本地震における事例】

官民の連携による物資輸送拠点の運営

被災後一定期間はプッシュ型の物資輸送を行ったが、その輸送を支えるソフトインフラは脆弱であった。どのような物資が発注されたか、事業者から発送されたのか、輸送中の物資が今どこまで来ているか、物資の在庫状況はどうか、といった発注・輸送状況を把握するためのシステムがなく、このため、物流拠点での無駄な待機時間があるかと思えば、夜間に急に大量の物資が搬入されるといった混乱が生じた。災害が発生してから、輸送状況や在庫状況をリアルタイムで把握するためのシステムを構築することは難しいことから、事前に物流事業者と連携した取組が欠かせない。

また、災害発生当初、国は広域物流拠点への搬入を担えよとの発想に立ち、物資の情報管理を発送ベースでしかとらえていなかったものもあった。このため、物流が滞った場合に迅速な対策の企画立案ができなかつた面がある。被災者支援のために、支援物資については、適切に官民連携して、到着ベースでも情報管理すべきである。

(資料) 「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」(平成28年7月：内閣府)

国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が重要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県一次拠点には物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

このように、支援物資の情報伝達について課題が明確になつたため、ICTの活用等による情報収集・伝達部分について、あらかじめ対策を定めておくことが重要である。

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

発災当初、物資受入れのルールが定まっておらず、多数の問合せに対し、円滑な対応ができなかつた。

物資の供給について、当初、国、県、市町村間の連携や情報共有が不十分であり、重複した対応を行つた事例があつた。プッシュ型支援については、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

物資調達・輸送調整等支援システムの活用

発災時には国と連携の上、受入れ窓口を設置し、ICT(物資調達・輸送調整等支援システム等)を活用したシステムを通じ情報提供を行う等、被災市町村の負担軽減のための支援を検討する。

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月：熊本県)

【平成28年熊本地震における事例】

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

物資集積拠点を事前に確保していない市町村があった。

市町の物資拠点での運営が混乱した

受入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。発災当初、指定避難所以外の被災者の把握が困難であり、物資の配布が十分ではなかった。

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月:熊本県)

ラスト・ワン・マイル問題

国の支援が事前に想定していたのは、広域物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラスト・ワン・マイルについては具体的な計画を持っていなかった。一方で、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村に期待することは、特に被害の大きい市町村においては困難だった。

また、被災市町村も避難所までの物資輸送のための計画を策定していなかった。このため、実際には、被災市町村の物流拠点から先の物資輸送は物流事業者の方に自衛隊やNPOが担当して輸送することとなった。

(資料) 「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」(平成28年7月:内閣府)

第5章 物資調達に関する計画／支援活動及び調整